

令和4年美浦村告示第153号

令和4年第4回美浦村議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年11月4日

美浦村長 中 島 栄

記

1. 期 日 令和4年12月6日
2. 場 所 美浦村議会議場

令和4年第4回美浦村議会定例会会期日程

期 日	曜日	会 議	時 刻	議 事 内 容
12月6日	火	本会議	午前10時	開会 議案上程、提案理由説明 一部議案質疑、討論、採決
12月7日	水	委員会	午前10時	総務経済委員会（議案調査）
		委員会	午後2時	厚生文教委員会（議案調査）
12月8日	木	休 会		議案調査
12月9日	金	休 会		議案調査
12月10日	土	休 会		議案調査
12月11日	日	休 会		議案調査
12月12日	月	休 会		議案調査
12月13日	火	休 会		議案調査
12月14日	水	本会議	午前10時	一般質問
12月15日	木	休 会		議案調査
12月16日	金	本会議	午前10時	議案質疑、討論、採決 閉会

令和4年第4回美浦村議会定例会提出予定議案提案理由説明書

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

この案件は、人権擁護委員候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員につきましては、村の推薦により3人の方が、法務大臣より委嘱を受け活動されております。この度、鈴木 登氏が令和5年3月31日をもって3年間の任期が満了となりますことから、令和8年3月31日までの再任をお願いするものでございます。

鈴木氏はこの間、人権擁護委員として職務に意欲的に取り組んでこられました。人権尊重・思想の普及高揚を図るべく、啓発活動や次代を担う小中学生に人権尊重の思想の重要性、必要性について伝える人権教室の開催など、意欲的な活動をされてきたところでございます。

これらの労をいとわないご活躍が、人権擁護委員として適任であるとの考えから、引き続きその候補者として推薦いたしたいとご提案申し上げます。鈴木氏は、美浦村舟子にお住まいで、昭和29年11月24日生まれ、現在68歳でございます。

昭和52年に大学を卒業後、江戸崎小学校をはじめ各地域で教諭として勤務され、平成13年からは教頭として牛久市、利根町、河内町の小中学校に勤務されました。平成27年3月に定年退職されるまで、子どもたちと向き合い、人権を尊重し熱意をもって教育に力を注がれました。

退職後はそれまで培った経験を生かし、地域活動にも意欲的に参加され、平成29年4月から人権擁護委員として活動されています。

鈴木氏は、識見高く、地域に精通し、人望も篤い、人権尊重・思想の普及のため積極的に活動いただける、人権擁護委員に適した人材であります。

以上のことから、同氏を推薦いたしたく、御審議のうえ御同意をお願い申し上げます。

議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について、御説明申し上げます。

議案書4ページをお開きいただきたいと思います。

美浦村固定資産評価審査委員会の選任設置につきましては、地方税法第423条各項に規定されているところですが、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服申し

立てなどを審議する機関として設置されているもので、3名の方に委員をお願いしており、委員の任期は3年となっております。

委員のうち、1名が12月22日をもって任期満了となることに伴い、平野芳弘氏を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

平野氏は現在稲敷市にお住まいですが、昨年度まで本村の総務部長を務められ、税務職員としての実務経験もあるため、知識は豊富であり、温和にして堅実な人柄で信頼も厚い方であり、固定資産評価審査委員会委員として必ず御尽力くださるものと確信しております。

なお、経歴につきましては、別紙資料をご覧くださいませよう願ひいたします。

よろしく御審議のうへ、御同意いただきますよう願ひ申し上げます。

以上、議案第1号につきまして御説明申し上げます。

議案第2号 美浦村指定金融機関の指定について

議案第2号 美浦村指定金融機関の指定について、御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きいただきたいと思ひます。

美浦村指定金融機関の指定につきましては、平成26年4月より、株式会社常陽銀行と株式会社筑波銀行による3年ごとの交代制としてきましたが、株式会社常陽銀行美浦支店がリテール店となったことによる条件の変更などから、令和5年4月より、株式会社筑波銀行を指定金融機関としたいので、地方自治法施行令第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第2号につきまして御説明申し上げます。

議案第3号 美浦村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 美浦村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書の6ページから17ページをお開きいただきたいと思ひます。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日から施行されることにより、定年が段階的に引き上げられることに伴い、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制及び情報提供・意思確認制度の導入、暫定再任用制度の措置等を規定するため、所要の改正を行うとともに、規定の整備を行うものでございます。

以上、議案第3号につきまして御説明申し上げます。

議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関

する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書の18ページから25ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が令和5年4月1日から施行されることに伴い、関係する条例について、所要の改正及び廃止を行うとともに、規定の整備を行うものでございます。

以上、議案第4号につきまして御説明申し上げます。

議案第5号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第5号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして御説明申し上げます。

議案書の26ページ・27ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、令和3年度税制改正において、令和5年度から固定資産税、軽自動車税種別割の納付書にQRコードを付することとなったことにより、費用対効果や事務効率化を勘案し、督促手数料を廃止するため、関係条例を改正するものでございます。

以上、議案第5号につきまして御説明申し上げます。

議案第6号 美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書の28ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、公職選挙法施行令の一部が改正され、国政選挙における選挙運動の公費負担の金額が改正されたことに伴い、本村の議員及び村長の選挙における選挙運動の公費負担額の改正を行うため、規定を整備するものでございます。

以上、議案第6号につきまして御説明申し上げます。

議案第7号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

議案書の29ページから31ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、美浦村学校施設跡地利活用検討委員会、都市計画マスタープラン策定委員会及び美浦中学校の部活動の在り方検討委員会を今後設置するため、また旅館建築審査会について、設置の必要がなくなったため、美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第7号につきまして御説明申し上げます。

議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（大山湖畔公園）

議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（大山湖畔公園）、御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設の指定管理者につきまして、指定するものでございます。

大山湖畔公園につきましては、令和4年度に引き続き、株式会社 プロジェクト茨城を指定管理者として指定するものです。

また、指定管理期間につきましては、令和5年4月1日より令和8年3月31日までの3か年とし、詳細につきましては協定書の締結をもって取り交わす予定でございます。

以上、議案第8号につきまして御説明申し上げます。

議案第9号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について

議案第10号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

議案第11号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

議案第9号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について、議案第10号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について及び議案第11号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更については関連性がありますので、一括して御説明申し上げます。

議案書の33ページから41ページをお開きいただきたいと思います。

この3つの議案につきましては、現行の稲敷地方広域市町村圏事務組合に龍ヶ崎地方塵芥処理組合と龍ヶ崎地方衛生組合を統合することを目的としたもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第285条の規定に基づきまして、複合的一部事務組合を設立するためのものとなっております。

具体的には、本村、龍ヶ崎市、牛久市、取手市、稲敷市、阿見町、河内町、及び利根町のし尿処理に関する事務を共同処理する龍ヶ崎地方衛生組合と、龍ヶ崎市、河内町及び利根町の塵芥処理に関する事務を共同処理する龍ヶ崎地方塵芥処理組合を解散し、当該2組合の事務を本村、龍ヶ崎市、牛久市、稲敷市、阿見町、河内町及び利根町の消防に関する事務に関する事務等を共同処理する稲敷地方広域市町村圏事務組合が承継することで、事務管理部門である総務・会計部門を集約し、旧来から続いている組織や経営体質を改善するとともに、複合的一部事務組合として経営基盤を強化し、将来を見据えた広域行政を展開できるよう、抜本的な改革・改善を行おうとするものでございます。

以上、議案第9号から議案第11号までを一括して御説明申し上げます。

議案第12号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第7号）

議案第12号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第7号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書の42ページをお開きいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ1億7,190万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ68億9,490万2,000円とするものでございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したエネルギー価格の高騰対策事業費、エネルギー価格の高騰による燃料費等の増額補正、及び緊急性を要する事業費につきまして、計上をいたしております。

次に、第2条の継続費の補正では、美浦村統合小学校建設に係る基本設計及び実施設計業務を一括契約するため、令和3年度から4年度にかけて継続費の設定をしておりますが、建築面積の増加に伴い、設計費用等が増加したことから、46ページの第2表のとおり、令和4年度の年割額を変更いたしております。

次に、第3条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる各種業務委託料等について、債務負担行為の追加をお願いしております。

次に、第4条の地方債の補正では、1件の追加、1件の限度額の変更及び1件の廃止をお願いしております。

地方債の補正につきまして、御説明申し上げます。

議案書の49ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに地方債の追加及び廃止では、第1号の補正予算で計上いたしました、美浦村デイサービスセンターの空調設備改修事業について、第3号の補正予算で、事業費の財源の一部に地方債を活用するとしておりましたが、令和4年度の一般財源確保の観点から、社会福祉施設整備事業債を廃止し、介護サービス事業債を追加いたしております。

次の地方債の変更では、江戸崎地方衛生土木組合の新ごみ処理施設建設事業に係る分担金の財源の一般廃棄物処理事業債で、村債対象事業費の確定したことにより、限度額を変更いたしております。

それでは、エネルギー価格の高騰に伴う施設管理費の燃料費等の増額補正につきましては説明を省略し、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づき御説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。

議案書の55ページをお開きいただいたと思います。

総務費について申し上げます。

総務管理費の財産管理費では、大山湖畔公園管理費で、大山湖畔公園の一般公開に向けて、危険箇所解消のための自動車庫の段差改修工事費で40万3,000円、自動車庫及

び司令棟への電気引き込み工事として電気設備工事費で211万5,000円の計上をお願いしております。

なお、この工事の財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

次ページをお開きください。

減債基金費では、減債基金費で、寄附金等の増額補正等による歳入余剰金が発生したため、5,768万9,000円の増額補正をいたしております。

次に、徴税費の賦課費では、賦課事務費で、総額97万2,000円の増額補正をお願いしております。

今回の補正では、令和5年4月から原動付自転車等に対するご当地ナンバー交付するための経費としまして、消耗品のうちナンバープレート作成費が70万4,000円、ご当地ナンバーデザイン委託料として6万6,000円の計上をいたしております。

この財源につきましては、ふるさと応援基金を財源といたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

次ページをお開きください。

社会福祉費の障がい者福祉費では、障がい児通所給付事業費で、児童通所サービスの利用見込みが増加したことにより、545万円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、1/2が国庫支出金、1/4が県支出金となっております。

同じく、後期高齢者医療給付費では、後期高齢者医療特別会計繰出金で、低所得者に対して軽減した保険料の保険基盤安定納付金額が決定したため、当初予算との差額323万9,000円の増額補正をお願いしております。

財源につきましては、県支出金が3/4となっております。

次ページをお開き下さい。

児童福祉費の児童福祉総務費では、放課後児童クラブ整備事業費で、9月の全員協議会で御説明いたしました、統合小学校の開校に合わせて、統合小学校の近くに放課後児童クラブを整備するための土地建物の購入費として3,546万3,000円を計上いたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。

保健衛生費の予防費では、新型コロナ感染防止対策事業で、感染症対策の消耗品等を保管する倉庫の購入費として236万5,000円の計上をいたしております。

なお、財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

次ページをお開き下さい。

農業費の農業振興費では、産地確立推進事業費で、儲かる産地支援事業費補助金として97万3,000円、経営所得安定対策直接支払推進事業補助金として176万円、総額273万3,000円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、全額が県支出金となっております。

次の、新型コロナ農業経営安定化事業で、コロナ渦や国際情勢による世界的な穀物需要の増加や原油をはじめとするエネルギー価格の高騰等の影響により、農業経営に大きな影響を与えていることから、生産者の安定した営農継続への取組を支援することを目的として、肥飼料購入の補助金として1,150万円の計上をいたしております。

なお、財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

次の農地費では、土地改良振興事業費で、南部地区水利組合が管理する大谷地内の農業用パイプラインの漏水の修繕料で55万4,000円の計上をお願いしております。

なお、この修繕につきましては、南部地区水利組合と協議の結果、半額の28万円を管理団体に負担していただくこととしております。

続いて、商工費について申し上げます。

次ページをお開き下さい。

商工費の、商工振興費では、新型コロナ対策地域経済活性化事業で、コロナ渦や国際情勢の影響によるエネルギー価格の高騰の影響により、運送業に大きな影響をあたえていることから、村内貨物運送業者の事業継続を支援することを目的とする補助金として535万円を計上いたしております。

同じく、観光費では、大山スロープ管理事業費で、霞ヶ浦河川事務所が管理しています大山スロープにつきまして、本村が占用し管理するための整備費としまして、駐艇枠設置工事費として173万円、安全施設設置工事費として129万8,000円、総額302万8,000円の計上をいたしております。

なお、財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

次に、教育費について申し上げます。

次ページをお開きください。

小学校費の学校管理費では、美浦村統合小学校建設事業費で、統合小学校の建築面積が増加したことに伴い、実施設計業務に追加があったため、212万9,000円の増額補正をお願いしております。

議案書の62ページをお開きいただきたいと思います。

次に、社会教育費の文化財保護費では、文化財保護事業費で、本年度予定していましたが国登録有形文化財「小澤家住宅主屋」萱葺屋根葺き替え事業に対する、指定文化財清掃・管理業務補助金につきまして、資材の不足等により年度内に事業完了の見込がつかなくなったため、全額減額補正いたしております。

なお、財源につきましては、ふるさと応援基金を財源といたしてございました。

最後に、公債費について申し上げます。

議案書の次ページをお開きいただきたいと思います。

公債費では、平成23年度に借入を行った臨時財政対策債の利率見直し及び令和3年度借入額の確定等により、元金償還費で81万1,000円の増額補正、利子償還費で482万7,000円の減額補正をいたしております。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、議案書の52ページをお開きください。

はじめに、地方交付税について申し上げます。

地方交付税の地方交付税では、震災復興特別交付税で、交付対象経費の確定により8,166万5,000円の減額補正をいたしております。

次の分担金及び負担金から県支出金につきまして主なものは、歳出予算の中で説明いたしました財源となっておりますので、説明は省略いたします。

続きまして、寄附金について申し上げます。

次ページをお開きください。

寄附金の一般寄附金では、8,370万5,000円の増額補正をいたしております。

この寄附金の主な内訳としまして、日本中央競馬会様からの寄付金が8,430万円、そのほか9月議会定例会の補正予算で計上しましたさくら自動車株式会社様からの寄付金100万円につきまして、教育事業費指定寄附金への計上の変更をいたしております。

次の教育事業費指定寄附金では、只今申し上げました寄附金100万円を含む125万円の計上をいたしております。

続きまして、繰入金について申し上げます。

特別会計繰入金の電気事業会計繰入金では、令和3年度電気事業会計の剰余金の処分につきまして、9月の議会定例会において一般会計へ繰出金として議決を頂いた3,045万9,000円の計上をいたしております。

次に、基金繰入金の学校施設建設基金繰入金では、212万9,000円の増額補正をいたしておりますが、歳出で御説明申し上げた美浦村統合小学校建設事業の増額補正をお願いしているものの財源となるものであります。

続きまして、諸収入について申し上げます。

雑入の雑入では、主に茨城県後期高齢者医療広域連合療養給付費市町村負担金で令和3年度の精算金471万3,000円、茨城県町村会事業推進交付金で300万円をそれぞれ計上いたしております。

最後に、村債につきましては、冒頭の地方債の補正で御説明いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、それ以外の項目につきましては、歳出予算で御説明申し上げた事業費の補正等に伴った、歳入予算の補正が主となっておりますので、個別の説明を省略させていただきます。

以上、議案第12号の主な概要について御説明申し上げます。

議案第13号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第13号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書の71ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,831万7,000円を減額し、補正後の予算総額を16億9,150万1,000円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容につきまして、事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

議案書の77ページをお開きいただきたいと思います。

総務費 総務管理費の一般管理費につきましては、国民健康保険事務費でマイナンバーカードの保険証利用申込を勧奨するリーフレット等の費用として8万1,000円の補正をするものでございます。

次の基金積立金の目 支払準備基金積立金につきましては、今回の補正予算での歳入額が歳出額に満たないことから、基金積み立ての予算額を減額し、財源として充てることとして7,006万2,000円の減額をするものでございます。

次の諸支出金の目 その他償還金につきましては、前年度に交付されました県支出金について超過交付となったため返還するもので、166万4,000円の増額補正をするものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

議案書の76ページをお開きいただきたいと思います。

国民健康保険税の目 一般被保険者国民健康保険税につきましては、当初見込んでいた保険税が、本算定時の被保険者数及び総所得金額が減少したことにより、医療給付費分現年課税分（普通徴収分）4,185万9,000円の減額、医療給付費分現年課税分（特別徴収分）248万2,000円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分（普通徴収分）1,707万9,000円の減額、後期高齢者支援金分現年課税分（特別徴収分）62万5,000円の減額、介護納付金分現年課税分（普通徴収分）635万3,000円の減額をし、合計6,839万8,000円の減額補正をするものでございます。

国庫支出金の目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、歳出の総務費で述べましたマイナンバーカードの保険証利用申込に係る補助金として8万1,000円の補正をするものでございます。

以上、議案第13号につきまして御説明申し上げます。

議案第14号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第14号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書78ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ323万9,000円を追加し、補正後の予算総額を1億9,096万6,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、事項別明細書により、歳出から御説明申し上げます。

す。

議案書84ページをお開きいただきたいと思います。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、低所得者の軽減した保険料の保険基盤安定納付金額が決定したため、当初予算との差額323万9,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、歳入について、御説明申し上げます。

議案書の83ページをお開きいただきたいと思います。

繰入金の目 保険基盤安定繰入金につきましては、歳出の後期高齢者医療広域連合納付金で述べましたとおり、所得の少ない被保険者の保険料について減額した額を、一般会計から特別会計へ繰り入れることとなっており、歳出と同額の補正をするものでございます。

以上、議案第14号につきまして御説明申し上げます。

議案第15号 令和4年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）

議案第15号 令和4年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書85ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、支出の営業費用で312万1,000円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして、御説明申し上げます。

議案書93ページをお開きいただきたいと思います。

支出の水道事業費用の営業費用では、電気料金の値上がりにより電気使用料で不足が生じたため、配水及び給水費の動力費で292万円の増額をお願いしております。

次に、総係費では、時間外勤務手当に不足が生じたため、手当で20万1,000円の増額補正をお願いしております。

以上、議案第15号につきまして御説明申し上げます。

議案第16号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第16号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、御説明申し上げます。

議案書94ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、支出の営業費用で1,845万8,000円の増額をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきまして、御説明申し上げます。

議案書97ページをお開きいただきたいと思います。

支出の事業費用の営業費用では、管渠費（公共下水道事業）で80万円、管渠費（農業集落排水事業）で32万円、処理場費（公共下水道事業）で834万円、処理場費（農業集落排水事業）で899万8,000円、合計で1,845万8,000円の増額をお願いしております。

こちらにつきましては、電気料金の値上がりにより各施設の動力費に不足が生じたため、増額をお願いするものでございます。

以上、議案第16号につきまして御説明申し上げます。

**令和4年第4回
美浦村議会定例会会議録 第1号**

令和4年12月6日 開議

議案

会議録署名議員の指名

会期決定の件

(議案一括上程、質疑、討論、採決)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任について

(議案一括上程・一括審議、質疑、討論、採決)

議案第9号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について

議案第10号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について

議案第11号 稲敷地方広域市町村圏事務組合理約の変更について

(議案一括上程、提案理由の説明)

議案第2号 美浦村指定金融機関の指定について

議案第3号 美浦村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する
条例

議案第5号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例

議案第6号 美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例

議案第7号 美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例

議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について(大山湖畔公園)

議案第12号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第7号)

議案第13号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第14号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

議案第15号 令和4年度美浦村水道事業会計補正予算(第2号)

議案第16号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算(第2号)

1. 出席議員

1番	下村	宏君	2番	小泉	嘉忠君
3番	北出	攻君	4番	松村	広志君
5番	葉梨	公一君	6番	塚本	光司君

7番	岡 沢 清 君	8番	飯 田 洋 司 君
9番	山 崎 幸 子 君	10番	林 昌 子 君
11番	小 泉 輝 忠 君	12番	沼 崎 光 芳 君

1. 欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中 島 栄 君
教 育 長	富 永 保 君
総 務 部 長	木 鉛 昌 夫 君
保 健 福 祉 部 長	鈴 木 章 君
経 済 建 設 部 長	木 村 光 之 君
教 育 部 長	菅 野 眞 照 君
総 務 課 長	青 野 克 美 君
企 画 財 政 課 長	大 竹 裕 幸 君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	柳 堀 浩
書 記	木 村 弘 子
書 記	渡 邊 涼 介

午前10時00分 開会・開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

第4回定例会への御参集、お疲れさまです。

ただいまの出席議員は12名です。

これより、令和4年第4回美浦村議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） それでは、議事に入ります前に、村長の御挨拶をいただきたいと思ひます。

中島村長。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） おはようございます。

令和4年も師走に入り、朝夕の寒さは一段と身にしみる時節となってまいりました。

議員各位には第4回美浦村議会定例会に御参集をいただき、御苦勞さまでございます。

令和4年を振り返ると、一昨年からのコロナの感染は終息が見えず、第8波の兆候も感じさせる感染者数が報告される事態であります。行動制限をしない経済優先の方針が国の指針であり、感染予防は個人の領域範囲で今まで以上に徹底して取り組む必要があると思います。

岸田政権発足後、新しい資本主義を掲げ、成長と分配の好循環を進める政策が動き始め1年が経過した中、閣僚の更迭もあり、国民は冷え切った経済の活性化に大きな期待をするとともに、物価高など早めの対策を講じることが政権の安定につながるものと思います。

茨城県では12月2日に県議会議員選挙の告示がされ、11日の投票日まで選挙期間中があります。市町村にとって身近な県とのパイプ役であり、美浦村としてもしっかりと応援してまいりたいと思います。

議員各位には、師走の行事多き中、また寒さも厳しさを増してきております。コロナ感染も収まる様子もなく、冬場のインフルエンザも流行するとの報道もありますので、各自御自愛いただき、村政発展に御尽力いただきますようお願い申し上げます。

11月1日に4人目となる地域おこし協力隊に、東京都出身のタレント、南川麻綾さんが着任をいたしました。競走場の里の魅力を発信したい。村外の人に美浦を知ってもらい、住んでいる人に魅力を感じてもらえればと豊富を語っておりました。美浦村の旬な情報、ふるさと納税などで村に還元してもらえよう企画をSNSで発信するなど、今後の4名の協力隊の活躍に期待したいと思います。

また、11月2日から13日、村を代表するイベントであります「みほ産業文化フェスティバル」を3年ぶりに開催することができました。中でも、3日の文化の日のお祭り広場や芸能発表には予想を上回る多くの方が会場を訪れ、コロナ前の村の活気が戻ってきた、そんな雰囲気を感じられるイベントとなりました。村民の皆様に御協力をいただきましたこと、感謝申し上げます。

11月30日午後に、国道125号大谷バイパスの交通安全祈願式がとり行われ、トレーニング・センター入り口交差点から県道江戸崎新利根線までの区間を開通することができました。美浦村の幹線道路の利便性がよくなり、地域の産業振興を促し、交流・連携を支えますとともに、災害時の緊急輸送道路として皆様の安心安全に大きく寄与できるものと確信をしております。

村においては、統合小学校の基本設計が発注され、建設に向けて動き出しました。次のステップには、事業規模や予算の概要が示されれば、さらに前進できるものと思います。今後は、進捗状況を議会に報告しつつ、全体概要が見えるよう内容を詰めていきたいと思っております。

今定例会の提出案件は、諮問第1号で、人権擁護委員候補者の推薦についてが1件、議案第1号で、美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についてが1件、議案第2号で、美浦村指定金融機関の指定についてが1件、議案第3号で、美浦村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第4号で、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例が1件、議案第5号で、督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例が1件、議案第6号で、美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第7号で、美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が1件、議案第8号で、公の施設の指定管理者の指定について（大山湖畔公園）が1件、議案第9号で、龍ヶ崎地方衛生組合の解散についてが1件、議案第10号で、龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分についてが1件、議案第11号で、稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更についてが1件、議案第12号で、令和4年度美浦村一般会計補正予算（第7号）が1件、議案第13号で、令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第14号で、令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）が1件、議案第15号で、令和4年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）が1件、議案第16号で、令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）が1件の17案件であります。

議員各位には、ご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶いたします。

○議長（下村 宏君） 村長の挨拶が済んだところで、直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、次の3名を指名いたします。

3番議員 北 出 攻 君

4番議員 松 村 広 志 君

5番議員 葉 梨 公 一 君

以上、3名を指名いたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から16日までの11日間としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から16日までの11日間と決定をいたしました。

なお、コロナ感染症が、茨城県ではまだ2,000名を超えております。したがって、16日までの会期に終われるように、皆さん方のコロナ感染症に対する対策を十分していただき、議員、執行部ともに御協力のほどよろしく願いをいたします。

○議長（下村 宏君） 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、及び議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についての2議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

それでは、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、適任と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は適任と認め、答申することに決定をいたしました。

議案第1号 美浦村固定資産評価審査委員会委員の選任についての質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第9号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について、議案第10号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について、議案第11号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について、3議案を一括議題といたします。

なお、この3議案は関連しておりますので、一括して審議をいたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっている3議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

それでは質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論のある方はどうぞ。

沼崎光芳君。

〔12番 沼崎光芳君登壇〕

○12番（沼崎光芳君） 議案第9号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について、議案第10号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について、議案第11号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について、以上3議案について、反対の立場から討論をいたします。

関連する3議案のもとになる稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化計画については、圏域住民の安全安心と快適な生活環境をさらに向上させるとともに、安定した公共サービスの中・長期的に提供していくことを目的として計画をされているものであり、関係市町村全体で取り組むべき問題ではありますが、美浦村議会議員は村民に選ばれた代表であり、美浦村にとってのメリットも考えなければならない立場にあります。それぞれ市町村によって状況も違いますので、関係市町村に同調し、議論や説明が不十分のまま結論を急いでしまっただけの判断をしてしまう恐れがあります。組合側から本年6月7日と10月25日にお越しいただき、統合・複合化計画について説明がありましたが、統合・複合化のメリットが感じられる内容ではありませんでした。特に、当初は経費削減が大きなメリットであるとうたわれておりましたが、途中から統合後の地域手当の支給割合を5%で統一し、10年間で約2億3,000万円近く増額となる旨の説明に変わりました。本村職員には地域手当が発生していない状況にありながら、地域手当を5%とする根拠も示されず、現場で働

く職員の生活にも大きく影響を与えるような計画に、納得は出来ません。

11月7日に行われた「令和4年度第4回稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化協議会」において、管理者側からごみ処理施設の広域化の重要性を議会に説明すべきといった意見も出されましたが、組合側は「統合後の第2段階での協議である」といった従来からの説明に終始しております。たとえ第2段階の協議であったとしても、ごみ処理施設広域化の重要性を考慮した場合、この問題も含め未来を見据えた計画を関係市町村において検討していかなければならず、特に、江戸崎地方衛生土木組合環境センターの新ごみ焼却施設は本年8月に竣工を迎えたばかりで、土木事業も行っている江戸崎地方衛生土木組合においては今後統合していくメリット・デメリットが明確ではなく、未来のビジョンが見えないまま、ごみ処理施設の広域化を3組合の統合・複合化の第2段階と位置づけた計画を進めていくことに、賛成は出来ません。また、先ほど申し上げた会議の顛末では、管理者側から議会への説明が不十分で合意形成が図られるまでは延期したほうがよいとの意見も出されておりますが、その後の説明もないまま、議案が提出された状況にあります。

議案に対する議決は、少しでも不明な箇所がありデメリットが発生する可能性があるのであれば、その可能性を追求し、圏内住民に納得していただけるきちんとした計画に基づいた議案でなければ、現段階での賛成は出来ません。今回は差し戻して、誰もが納得した形で新たに提案していただければと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（下村 宏君） 次に、本案に対する賛成の方の発言を許します。

討論のある方はどうぞ。

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 次に、本案に対する反対の方の発言を許します。

討論のある方はどうぞ。

はい、北出 攻君。

〔3番 北出 攻君登壇〕

○3番（北出 攻君） 議案第9号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について、議案第10号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について、議案第11号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について、以上3議案について、反対の立場から討論をいたします。

組合側から稲敷・龍ヶ崎地方3組合統合・複合化計画の新組合移行後のトータルコストとしていただいた経費削減の資料によりますと、地域手当の支給割合については、令和7年度から段階的に龍ヶ崎地方衛生組合と塵芥組合の職員は引き下げ、稲敷地方広域市町村圏事務組合の職員は引き上げで調整し、令和13年度からは支給割合を5%で統一するといった計画で、その影響額は10年間で約2億3,000万円近く増額になるとのことです。この計画は、当初の説明とはかけ離れたものであり、関係市町村の負担金や現場で働く職員の生活に大きく影響を与えるものでございます。

私は龍ヶ崎地方衛生組合議会の派遣議員といった立場で、現場で働く職員と接する機会もあり、地域手当の下がる職員の生の声を聞いております。現場での声は、とても統合案に賛成できるといったものではございませんでした。

地域手当が統一され、現在の9%から5%に下がることになれば、生活に大きな影響が出るので、それは本当に厳しい。辞めるかもしれないといった声も聞きました。

さらに退職者8人の不補充や、民間委託業務の直営化により経費の削減を見込んでいくことに対しては、今でも忙しく人手が足りないのにどうするのかといった声もありました。

以前に、組合側から職員については「職員の士気が低下しないような措置が必要である」といった説明もありましたが、今回の施策はまさに現場を無視した机上の空論であり、職員が減って業務が増えるなどということは現実的ではなく、大きくワーク・ライフ・バランスを欠いており、時代に逆行した施策であると言わざるを得ません。

また、統合後の影響額として議会費・総務費の見直しや民間委託の業務の直営化により約1億8,000万円の削減が見込まれておりますが、統合しなければ削減出来ないものでしょうか。統合しなくとも、業務の見直しによって削減が可能かと思われま

せん。統合後の経費の削減に関しては、一見削減の効果が大きく、反対する要素は見られませんが、実は、この資料には削減した場合のデメリットに関して、何も掲載されてお

りません。もう少し時間をかけてメリット・デメリットを明確にし、職員の声も反映させた上で議案を提出していただき、議決をするべきであるとは私は考えます。

以上、反対の討論といたします。

○議長（下村 宏君） ほかに討論のある方はどうぞ。

塚本光司君。

〔6番 塚本光司君登壇〕

○6番（塚本光司君） 議案第9号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散について、議案第10号 龍ヶ崎地方衛生組合の解散に伴う財産処分について、議案第11号 稲敷地方広域市町村圏事務組合規約の変更について、以上3議案について、反対の立場から討論いたします。

私自身、稲敷地方広域市町村圏事務組合議員の派遣議員をしております。3組合の統合・複合化について何度も協議を重ねてまいりましたが、私が一番危惧しているのは、働かれる職員の意見が全く反映されていないといった点でございます。管理者側で意見をまとめ、それぞれの議会で議決し、統合しました。では、そこで働く職員を置き去りにしているのではないのでしょうか。

やはり、職員の方々が3組合の統合計画に納得し、新たな体制でも使命感を持って業務を遂行していけるよう働きかけを行っていく必要があると思っておりますが、説明や説得がないままの状態、議会に諮るといった流れは了承出来ません。

組合議会の中でも足並みがそろわないのであれば、問題の少ないところから解決し、体制の整った順に段階を追って統合していくといった意見や、地域手当の統一を令和6年度の人事院勧告による見直しに合わせ統合を延期するといった意見をはじめ、様々な御意見も出されましたが、特に深い議論もされておられません。

組合議員の意見や職員の思いが埋もれ、多くの方々が疑問を抱えた状態で、それぞれの議会の議決で強制的に決めてよいものではないと思います。本議案については、時間をかけて議論し、誰も置き去りにすることなく、誰もが納得した形で統合に向けて進むべきであろうと思います。いま一度、誰のため、何のための統合であるのかを皆様でもお考えいただき、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） ほかに討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

議案第9号から議案第11号までの3議案を一括採決をいたします。

反対意見が出ておりますので、3議案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 挙手なし。

よって、議案第9号から議案第11号までの3議案は否決されました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第2号 美浦村指定金融機関の指定についてから、議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について（大山湖畔公園）及び議案第12号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第7号）から、議案第16号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）までの12議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている12議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により提案理由の説明を省略することとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午前10時32分 散会

令和4年第4回
美浦村議会定例会会議録 第2号

令和4年12月14日 開議

一般質問

松村 広志 議員
山崎 幸子 議員
林 昌子 議員
岡沢 清 議員

1. 出席議員

1番	下村 宏君	2番	小泉 嘉忠君
3番	北出 攻君	4番	松村 広志君
5番	葉梨 公一君	6番	塚本 光司君
7番	岡沢 清君	8番	飯田 洋司君
9番	山崎 幸子君	10番	林 昌子君
11番	小泉 輝忠君	12番	沼崎 光芳君

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村 長	中島 栄君
教 育 長	富永 保君
総 務 部 長	木鉛 昌夫君
保 健 福 祉 部 長	鈴木 章君
経 済 建 設 部 長	木村 光之君
教 育 部 長	菅野 眞照君
総 務 課 長	青野 克美君
企 画 財 政 課 長	大竹 裕幸君

1. 本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	柳 堀 浩
書 記	木 村 弘 子
書 記	渡 邊 涼 介

午前10時00分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。

ただいまから、令和4年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

なお、本日は美浦大学の皆様には議会傍聴をしていただき、誠にありがとうございます。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

また、ボードの間の発言については、マスクの取り外しを許可いたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 通告のありました一般質問を行います。

通告順に従い、発言を許します。

最初に、松村広志君の一问一答方式での一般質問を許します。

松村広志君。

〔4番 松村広志君登壇〕

○4番（松村広志君） おはようございます。4番議員の松村です。

通告書に従って質問をさせていただきます。

初めに、SDGs持続可能な開発目標における1.5℃の約束の推進についてお尋ねいたします。

昨今の異常気象は、世界に甚大な被害を及ぼしております。私たちも日々、地球温暖化の影響を身近に感じたり、ニュースなどで接する機会が増えているのではないのでしょうか。

今年6月、国連広報センターは、SDGメディア・コンパクトに加盟するメディアの力を通じて気候変動対策のアクションを呼びかけるキャンペーンを開始しました。それが、「1.5℃の約束—いまずぐ動こう、気温上昇を止めるために。」であります。発信されているPR動画をお見せできないので、かわりに私から内容の一部を御紹介いたします。

2021年11月13日、世界各国は新たな決意を表明しました。それは、世界の平均気温の上昇を、産業革命以前に比べて1.5℃に抑えるというものです。基本上昇は、猛暑・豪雨・干ばつなどの異常気象、生物多様性の喪失、食糧不足、健康被害、貧困、強制移住など、私たちの暮らしに様々な影響をもたらしております。既に1.1℃上昇しているので、プラス0.4℃で抑えなければなりません。そして、そのためには、世界のCO₂排出量を2030年までにほぼ半分に、2050年頃に実質ゼロに、さらにメタンなど、その他の温室効果

ガスも大幅に削減する必要があります。これまでと同程度の取り組みをできる範囲でやっていたらどうにかなる、そんなことはもう言っていないのであります。この取り組みが訴えかけられていることは、個人や組織に行動変容を促すことでもあります。世界は、産業革命前からの気温上昇を1.5℃に抑えようとしています。残された時間は多くありません。気候危機を抑えるために、私たちは何ができるのでしょうか。国連の気候変動に関する政府間パネルIPCC委員は、人間の活動による温暖化が既に広い範囲で損失と被害を引き起こしていると指摘している。

これまでSDGsの推進については、2018年の提案以来、13回の議会質問を重ねてまいりました。総合計画への提案では、村長はじめ前教育長らの指導のもと、現行の計画に取り入れられております。以降、様々な視点からSDGsの理念やその重要性を訴えてまいりました。本村のこれまでの取り組みには、敬意と感謝を抱いております。

その上で、役場庁舎をはじめ施設などでの改善や取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 木鉛昌夫君。

〔総務部長 木鉛昌夫君登壇〕

○総務部長（木鉛昌夫君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

役場庁舎及び本村施設の改善・取り組みについてという御質問でございますが、地球温暖化の原因の一つでありますエネルギー消費の問題につきましては、現在のエネルギーは、石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料をもとにした火力発電が中心であり、作り出すときに二酸化炭素が発生し、それが地球温暖化の原因となっております。

本村では、村営のメガソーラー発電所を有しており、理論上は、そこで発電した電力によって公共施設の電力の一部を賄っております。

また、一人一人のライフスタイルの脱炭素型への転換を推進する取り組みの一つとして、室温の適正化とその温度に適した軽装などの取り組みを促すクールビズを、今年度も役場庁舎をはじめ村公共施設において実施をいたしました。

そのほかにも、小中学校や中央公民館、保健センター、多目的集会施設などの屋根を利用いたしまして、太陽光発電を行っております。

再生可能エネルギーであります太陽光発電を、メガソーラー発電所や公共施設で行うことにより、SDGsゴール7の「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」を目指し、地球温暖化につながらない電気への切替えを進めております。

さらに今年度は、役場庁舎をはじめ中央公民館、保健センター、文化財センター等の照明のLED化を進め、電気使用料の軽減を図ります。また、令和7年の開校を目指しております統合小学校にも太陽光発電設備を設置し、電気使用量の軽減を図ることとしております。

次に、紙の使用量削減により、用紙を製造する際の二酸化炭素の削減や水の使用量を減らすことにより、SDGsゴール12の「つくる責任つかう責任の実現」を目指し、本村では今年度より文書管理システム及び会計管理システムの電子化を実施しており、決裁文

書を印刷し、紙で持ち回り決裁を受けるということを基本的に廃止することや、請求書や領収書等を紙で保存せず電子データで保存するなどのペーパーレス化を進め、事務の効率化に加え、紙の使用量の削減に努めております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 近年、企業経営やビジネスにおいてESGという概念が注目されております。これは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）企業統治の3文字の頭文字をとったものです。SDGsが環境、社会、経済の視点から改善のアプローチをするのに対して、ESGは、Government、コーポレート・ガバナンス企業投資の側からの視点と言えます。環境と社会の観点から、サステナビリティ持続可能性がさらに重要な経営課題であるとの認識が求められている。それは、これ以上環境負荷をかけ続ければ、環境の土台の上に成り立つ私たちの生活は大きく揺らぐこととなります。こうした危機的な状況から目をそらして誰かが解決してくれると他人事にするのではなく、私たち一人一人が環境問題を自分事として捉え、行動を促すことが大切ではないでしょうか。要は、地域行政も無関係ではられないのであります。さらに、社会のトレンドとして、エシカル消費の視点からもESGの対応は重要と考えます。

本村のような小さな自治体が向き合うことは難がありますが、今後、県との連携も含め、意向を伺います。

○議長（下村 宏君） 総務部長 木鉛昌夫君。

〔総務部長 木鉛昌夫君登壇〕

○総務部長（木鉛昌夫君） 松村議員の御質問にお答えをいたします。

ESGは企業が取り組むべき課題であり、いわば企業の経営方針の判断基準で、投資家が投資をする企業を選ぶときの判断基準になります。

また、ESGとは、企業の活動が自然環境にどのような影響を与え、企業活動にどれだけのリスクがあるのかということの推定や、人権問題、労働問題、消費者問題などの社会問題、さらには、企業が法律違反をしないために管理体制を整える行動により、企業統治を高め、企業が抱えているリスクを減らし、長期的に企業価値を向上させることなど、地球上の様々な問題に関わっており、あらゆる企業や個人にとって重要なテーマであります。

理論的消費、いわゆるエシカル消費とは、地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費活動のことで、消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこととされており、SDGsの観点からも喫緊の社会的課題を多く含み、課題の解決には、消費者一人一人の行動が不可欠かつ有効であり、安さや便利さに隠れた社会的費用の意識が必要となります。

具体的には、人への配慮としては障害者支援につながる商品を購入したり、社会への配慮としては公正な取引のもとで販売されているフェアトレード商品や寄附つきの商品を購入すること、環境への配慮としてはエコ商品やリサイクル製品の購入、地域への配慮としては地産地消や被災地産品の購入などが挙げられます。

議員御質問のように、SDGsやエシカル消費の観点からも自治体のESGへの対応は重要であり、その一例として、長野県ではSDGsを推進する取り組みとして、サステナビリティボンド、サステナビリティ・リンク・ボンド、グリーンボンド、ソーシャルボンドなどの、いわゆるESG債を発行することにより、持続可能な社会の形成に寄与し、社会的使命、役割を果たすことを目指しており、ほかにも、東京都や神奈川県、三重県、川崎市、福岡市、北九州市などでもESG債を発行しているようです。

今後の村の意向という御質問ですが、自治体によるESG債の発行にはSDGsに取り組んでいることをPRする効果もございますが、今のところ、都道府県もしくは政令指定都市といった規模の大きい地方自治体で行われております。

本村では、SDGsの取り組みにつきましては、第7次美浦村総合計画において、SDGsが美浦村総合計画に掲げる基本理念等と同じ方向性でありますことから、SDGsの理念や国の動向等を踏まえながら、各施策や事務事業を実施するとともに、関連の深い分野別計画等との連携を図るため、まちづくりの指針である総合計画と連動させ、SDGsの達成に寄与する取り組みを積極的に推進します。としておりますことから、企業等の自然環境や人権に配慮したまちづくりや、地産地消、消費者教育などの取り組みに対し、直ちに他の県や政令指定都市のようなESG債の発行というような取り組みを実施することは困難と思われませんが、茨城県が以前の大好き茨城県民債のように、複数の市町村によりESG債の発行をというような対応をとるような場合には、連携や協力を検討してまいりたいと思います。

自治体のESGへの対応につきましては、ESG債以外にも多くの取り組みがあろうかと思えます。本村といたしましては、SDGsの考え方を取り入れ、未来を見据えた持続可能なまちづくりを行い、村民のみならず村外から評価される村として成長していくため、今後も、本村が誇ります水と緑に囲まれた、美しく輝く、人と自然が豊かな環境を引き続き守り続けるとともに、村の外から、知りたい、訪れたい、住んでみたいと思われる村を目指し、これからの時代に即したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） SDGsの基本理念、誰も置き去りにしないとは、持続可能性、世代間の公平、公正、包摂的インクルーシブ、パートナーシップなどの理念を広げていくことでもあります。

先月20日に閉幕したCOP27、国連気候変動枠組条約第27回締約国会議でも、パリ協定で掲げる産業革命前と比べた気温上昇の幅を1.5℃に抑えるため、地球温暖化による損

失と損害に対応する協議が行われたことは、周知のことです。地球的規模でもたらされる深刻な影響への対応をどうするか。この問題は、どこか遠くの未来の話ではありません。

いつか、誰かが解決してくれる問題でもない。持続可能な社会を見据え、改めて私たち一人一人が今ここにある危機に向き合わねばならない。そのことを強く訴え、SDGs 1.5°Cの約束についての質問を終わります。

続いて、出産・子育て伴走型相談支援について伺います。

先月11月8日に、公明党は、結婚、妊娠、出産から子供が社会に育つまでを切れ目なく手厚く支援しようと、子育て応援トータルプランを発表いたしました。その一部は、今年度内にも実施される見通しであります。その上で、子育て支援の充実を図るため、全ての妊婦、子供、子育て家庭に対する伴走型相談支援について、妊娠期から出産、子育てまでの具体的な伴走型相談支援について、国が次のような案を示しております。

本村としては、どのように伴走型相談支援を進めていくのか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

資料の一つ目、現在画面に出ております、伴走型相談支援の面談実施イメージ全体像というものを御覧ください。

国は、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、孤立感や不安感を抱く妊婦、子育て家庭も少なくない現状の子育ての状況に対し、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産、子育てができる環境整備が喫緊の課題であるとして、令和4年度第2次補正予算案で出産・子育て応援交付金を創設し、子育て支援の充実を図っています。補助の内訳として、一つ目、面談実施の方法による伴走型相談支援、二つ目、経済的支援としてクーポン券発行など出産・子育て応援ギフト、三つ目、この経済的支援を行うためのシステム導入経費の三つがあります。12月2日に、補正予算が成立いたしました。

今後、国による説明会が開催予定となっております、その時に、交付要綱・実施要綱を踏まえた事業の詳細が示されることとなっております。

伴走型支援の具体的な内容は要綱等が示されてからになりますが、現在示されている案としましては、妊娠届面談、妊娠8か月面談、出生届出面談、乳児全戸訪問が主な伴走型相談支援として挙げられています。

美浦村で行っております相談支援については、保健師による妊娠届出面談、妊娠届出面談により、心配等を抱えている方に対しては妊娠期にも相談や妊娠の状況を確認し、出生届出後に電話等により出生時の状況や育児の状況、相談事業等に応じ、乳児全戸訪問へとつなげています。

今後、国から示されます通知等により、事業について検討し、子育て支援をより充実していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 子育て支援の充実を図るため、出産・子育て応援交付金の創設における妊婦、出産、子育てを支援するための経済的支援について、国は、出産・子育て応援ギフトとして、妊娠届出時に妊婦1人当たり5万円相当、出生届出後に子供1人当たり5万円相当のクーポン、サービス利用券など、幅広い方法で支援可能とする経済的支援の案を示しております。

本村としてはどのような経済的支援をお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 松村議員の御質問にお答えします。

タブレットで出ております資料、出産・子育て応援交付金事業のポイント全体像を御覧ください。

国は、出産・子育て応援交付金の趣旨、基本的な考え方の案として、妊娠届出時及び出産届出後の合計10万円相当とする経済的支援を示しており、対象者を令和4年4月以降に出産された全ての方としております。

また、出産・子育て応援ギフトにつきましては、子育て支援サービスの利用負担軽減につながる観点から、各自治体の判断、創意工夫により、議員がおっしゃるように、幅広い支給方法を選択することが可能とされています。

具体的な支援の内容につきましては、国から実施要綱が示されたら速やかに対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） これまで産後ケアについても質問を重ねた経緯もあり、今後の本村の取り組みに大きく期待をする次第であります。御対応のほどよろしく願いいたします。

最後に、移動スーパーの販売についてお尋ねいたします。

持続可能な移動販売について、運営スーパーからの販売箇所の見直しの検討について今後の住民の意向はどのように反映されるか、本村の対応をお伺いします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○経済建設部長（木村光之君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

移動スーパーにつきましては、これまで議会に御説明申し上げたとおり、令和4年2月7日に締結しました美浦村と株式会社カスミとの包括連携協定に関する協定により、令和4年3月28日より運行を開始し、8か月余りが経過いたしました。

販売の現場を拝見させていただいた折には、高齢の住民の姿が目立ち、「遠くまで買

物に行けないから、近くに来てくれて助かっている」とのお話を伺っております。

一方で、各販売所における売上げの傾向が見えてきた状況で、株式会社カスミより販売箇所の見直しを検討しており、売上げの少ない箇所について、代替地を紹介いただきたいとお話をいただいているところでございます。

運行スケジュールの見直しにつきましては、頻繁に運行スケジュールが変わりますと混乱が生じますので、運行開始から1年目の節目となる令和5年4月頃をめどに実施したいとの株式会社カスミの意向を伺っております。

住民の意向の反映につきましては、販売箇所に関する住民からの要望が役場にも寄せられておりましたが、個人からの意見を逐一反映するのは現実的に無理がありますので、地区の代表である区長に対し、6月29日付けで販売箇所の要望を伺う調査を行い、1件の要望が提出されております。

村としては、区長からいただいた要望は住民からの声として反映いただけるよう、株式会社カスミに申し伝えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 今後の課題や、販売の中止などについてお伺いします。

○議長（下村 宏君） 経済建設部長 木村光之君。

〔経済建設部長 木村光之君登壇〕

○経済建設部長（木村光之君） 松村議員の御質問にお答えいたします。

移動スーパーの新スケジュールでの運行につきましては、廃止となる販売箇所が出た場合、今まで移動スーパーが来てくれたのにもう来なくなるという状況になり、見直し後の大きな課題でございます。

しかしながら、移動スーパーの運営は株式会社カスミの営業活動の一環でありますことから、どのようなスケジュールで運行するのかという判断は同社の意思決定事項であります。

村の立場としては、なるべく多くの村民の皆様に対し商品をお届けいただきたいとの思いがありますので、引き続き販売箇所を1か所でも多く継続していただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 松村広志君。

○4番（松村広志君） 平成27年経済産業省が出した買物弱者対応マニュアルによれば、買物弱者とは、流通機能や交通網の弱体化とともに、食料品などの日常の買物が困難な状況に置かれている人々を指すと定義している。この当時、全国の買物弱者は、既に700万人と推計。

そして、この取り組みの概況として、5点の取り組みを紹介しております。家まで商品を届ける。近くにお店をつくる。家から出かけやすくするなどの取り組みのほか、コミ

ユニティの形成や基盤となる物流の改善、効率化の取り組みなどを挙げております。この平成27年は、初めて移動スーパーについて質問をさせていただきました。当時はまだ、かわりに食糧販売車両として質問を行いました。その後、質問も4回目となりました。現在、国内では多くの移動型スーパーが走る中、経営などについても明暗が分かれているようです。

今後の移動型の販売、訪問形態については、地域性を生かしたより身近なアウトリーチが求められていくと予想します。変化の時代の中、本村の持続可能なコミュニティ創造に向け、関連企業との確かなパートナーシップの構築をよろしく願いいたします。

冒頭の質問では、持続可能な開発目標、SDGsやESGについて触れました。世界を覆う被害と創出を転換するかぎは何か。私は、エンパワーメントが重要と考えます。それは、個人や集団が本来持っている潜在能力を引き出し、湧き出させることを意味している。「人間は機会を与えられれば、自らの運命の形成に積極的に関与するものと見なければならぬ。巧みな開発政策がもたらす成果の単なる従順が受け手とばかり見てはならない」これは、経済学者のアマルティア・セン博士の言葉である。今こそ、人間が本来持つ可能性や変革の力を開花させゆくエンパワーメントが、危機の時代の克服と世界が約束した持続可能な社会の創出に向けて、何より必要なのではないのでしょうか。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、松村広志君の一般質問を終了いたします。

次に、山崎幸子君の一问一答方式での一般質問を許します。

山崎幸子君。

〔9番 山崎幸子君登壇〕

○9番（山崎幸子君） 9番議員、山崎でございます。

通告に従い質問いたします。

まず最初に、本村におけるふるさと納税の納税額の過去5年間の推移をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 木鉛昌夫君。

〔総務部長 木鉛昌夫君登壇〕

○総務部長（木鉛昌夫君） 山崎議員の御質問にお答えをいたします。

ふるさと応援寄附金、いわゆるふるさと納税につきましては、本村では平成21年4月から受入れを開始しております。

ふるさと納税の受け入れ額につきましては、平成21年度の10万円台からスタートしまして、年間30万円から40万円台で推移しておりましたが、平成27年の税法改正により、控除限度額が拡大したことやインターネットサイトの利用が開始されたことにより、年間2,000万円を超えるようになりました。

本村におけるふるさと納税の過去5年間の推移につきましては、ただいま画面に出しておりますように、平成29年度寄附件数477件で1,228万4,500円。平成30年度1,534件で

2,376万6,000円。令和元年度2,056件で4,101万8,000円。令和2年度2,496件で4,595万9,000円。令和3年度1,813件で3,937万3,000円となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） 御答弁ありがとうございます。

平成29年度では、寄附件数477件で寄附金は約1,200万円。令和2年度には、寄附件数2,496件、寄附金は約4,600万円と順調に増えてきていたとのこと。しかし、令和3年度はコロナ感染の影響のためか、件数も寄附額も若干減ったようですね。

それでは次に、本村のインターネットでのふるさと納税サイトはどこのサイトを使っているのかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 木鉛昌夫君。

〔総務部長 木鉛昌夫君登壇〕

○総務部長（木鉛昌夫君） 山崎議員の御質問にお答えをいたします。

本村のインターネットでのふるさと納税ポータルサイトは、平成27年12月にふるさとチョイス、それとふるぽの利用を開始し、令和元年12月にさとふる、令和2年10月に楽天の利用を開始し、現在四つのサイトを利用しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） 御答弁ありがとうございます。

四つのサイトを使っているとのことでしたね。

それでは次に、本村のふるさと納税に対する返礼品の人気上位5番目までの品物ほどようになっているのでしょうか。こちらも、過去5年間のデータをお願いいたします。

○総務部長（木鉛昌夫君） 総務部長 鉛昌夫君。

〔総務部長 木鉛昌夫君登壇〕

○総務部長（木鉛昌夫君） 山崎委員の御質問にお答えをいたします。

返礼品の人気上位5番目までの品物につきましては、画面のとおりとなっております。

平成29年度、1位はつくば鶏モモ肉一枚焼き用、2位は川田化成ごみ袋1ケース、3位は蓮根豚バラカルビ焼き用、4位は蹄鉄カフスポタン、5位は蓮根豚ヒレカツ用カットとなっておりますが、令和3年度には、1位は村内ゴルフ場利用券3万円分、2位はホギメディカルマスク箱タイプ10箱、3位は川田化成ごみ袋1ケース、4位は美浦村産コシヒカリ玄米30キロ、5位は美浦村産コシヒカリ精米10キロとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） 詳細なデータをありがとうございます。

やはり根強い人気は、お米ですね。それと、毎日使うごみ袋。令和元年度にコロナ感染が拡大してきてマスクが手に入りにくい状況が続いたため、マスクの人気は上位を占め

てきたようです。

それと、令和3年度にはゴルフ場利用券が1位となりました。こちらのチラシで、このゴルフ場利用券をもらうための方法は、インターネットのサイトからの申込みか用紙での申込みで寄附をすると利用券が届くという仕組みになっています。ただ、利用券が届くまでに10日ほどかかります。

次に、こちらの新聞の資料で私が今回御紹介するふるさと納税の納税方法は、店舗型ふるさと納税と、最近ではこの店舗型ふるさと納税を導入する自治体が、県内で増えてきているとのことです。通常だと、優待券や利用券などの返礼品が届くまでに数週間かかるものが、ゴルフ場や飲食店等でその場で寄附することですぐに受け取り、その場で使えるというもので、人気が出てきているとのこと。

利用方法としては、例えばゴルフ場の場合だと、ゴルフ場の受付でふるさと納税チラシのQRコードをスマホで読み込み、寄附額の1万から4万円の中から選んで、画面を従業員に見せると、返礼品として金額に応じて3,000円から1万2,000円分の利用券を受け取ることが出来、すぐに使えるという仕組みになっています。すぐに使えるという利点があることで、人気が出ているようです。

この制度は、県内では、つくばみらい市、桜川市、牛久市、筑西市、八千代町で取り入れられ、つくばみらい市では昨年11月に初めて市内3か所のゴルフ場利用券を返礼品とし、初年度は5,000万円以上の寄附が集まったとのことです。市の担当者は、自動販売機や端末方もあるが、目立たない場合もある。対面できちんと説明できると、利用者の安心感も増すとのことです。そして、何よりもハード整備が不要で、返礼品の送料がかからず、自治体も事業者も費用が安く済むという利点が多いという、このように自治体にとっても、事業者にとっても、寄附者にとっても利点の多い店舗型ふるさと納税を本村でも導入するお考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 総務部長 木鉛昌夫君。

〔総務部長 木鉛昌夫君登壇〕

○総務部長（木鉛昌夫君） 山崎議員の御質問にお答えをいたします。

店舗型ふるさと納税につきましては、議員おっしゃるように、県内でも既に導入している市や町があるようです。

店舗型ふるさと納税を既に導入しておりますつくばみらい市に状況をお伺いいたしましたところ、令和3年11月に導入し、市内のゴルフ場3場のほか、飲食店等2店舗が店舗型ふるさと納税事業者として参画し、ゴルフ場につきましては昨年11月、12月の2か月間で約5,000万円の寄附が寄せられたということでしたが、飲食店等についてはほぼ寄附はなかったということでございます。

また、同じく導入をしております牛久市にお伺いしたところ、導入は令和4年7月で、市内のゴルフ場2場が事業者として参画し、導入から5か月間で約300万円の寄附が寄せられたということございました。

店舗型ふるさと納税の導入経費につきましては、議員御質問の自動販売機型のようなハード面の整備の必要のない仕組みであれば大きな経費負担は生じないと思われまし、利用券の送料もかからないことなど、村としてのメリットはあると考えます。

また、店舗型ふるさと納税のサイトの利用につきましては、出来高制として寄附金額の6%前後をポータルサイト運営会社にサイト使用料や業務委託料として支払うこととなりますが、それはほかのサイトでも同様のことでありますので、寄附の機会を逃さないという観点からも寄附金の増加につながるものと推測することが出来ます。

次に、導入の効果につきましては、他の自治体の寄附実績から見ますと、少額の利用では寄附者のふるさと納税のメリットが少なく、観光地のレジャー施設など高額な利用料等が発生するようなところであれば導入の効果は高くなると思われ、本村の場合、村外から利用者が訪れ、高額な利用料となる施設としましては、唯一、ゴルフ場での導入が有効であると考えます。

また、議員御質問の中で、ロジハウスの利用券にも応用できるとありますが、ロジハウスの利用者の多くはスポーツ団体など、団体で使用するものが多く、団体で支払うべき利用料金を寄附を行った代表者などの個人の所得税や住民税から控除することの是非など、ふるさと納税の導入には不向きであるように感じます。

本村では、店舗型ではありませんが、一般的なふるさと納税として、既に村内の美浦ゴルフ倶楽部と連携し、10万円の寄附に対して3万円の利用券を返礼品として提供しております。昨年の11月から受付を開始いたしまして、約1年で1,600万円の寄附が寄せられ、先ほども答弁いたしましたように、現在、本村で提供しております返礼品の人気上位1位となっており、期待以上の成果が得られております。

しかしながら、このゴルフ場との連携につきましては、金券の取扱いなど、数か月間の協議を経て、双方の事務処理方法など綿密に検討し、ゴルフ場になるべく手間をかけない方法を模索しながら、現在の形で協力していただいているところであります。

今後、店舗型ふるさと納税をゴルフ場に導入するとした場合、連携していただくゴルフ場に、ある程度の金額分の利用券を事前に配備しておく必要がある。そのような場合には、あらかじめ本社の了解が必要となるようすし、新たに高額の利用券をゴルフ場で管理するというリスクも生じます。また、ゴルフ場の1日当たりの利用者数には制限がありますことから、店舗型ふるさと納税の導入による寄附者の増加が必ずしも利用者の増加につながらず、ゴルフ場の収益に直結しないのではないかと懸念もございしますが、村といたしましては、店舗型ふるさと納税の導入により寄附額の増加につながるという期待もございしますので、連携候補となる事業所の負担を考慮しながら、ゴルフ場などの事業所と十分に協議を行い、店舗型ふるさと納税の導入について前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） 導入する自治体が増えてきているということは、それだけメリットがあるので増えているのだと思います。ぜひとも前向きに検討をよろしく願いいたします。

それでは最後に、村長にお尋ねいたします。自治体にとっても、事業者にとっても、寄附者にとっても利点の多い店舗型ふるさと納税についての村長の見解をお聞きいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 改めまして、皆さんこんにちは。今日は、美浦大学の生徒さんが一般質問の傍聴に来られまして、大変御苦勞さまでございます。

山崎議員のですね、店舗型ふるさと納税につきましては、ただいま部長のほうからも説明がありましたように、実際行っているのは美浦ゴルフだけ。そして、つくばみらい市の前例があるところは、結構有名なゴルフ場がたくさんあるので、そういう意味では、たくさんそういう導入ができる場所。そして、一般の飲食店でも、なかなか美浦の中では賛同していただけないようなところもございます。ぜひ、美浦ゴルフさんにも——負担がかからないような店舗型ふるさと納税を理解してやっていただける飲食店、また美浦ゴルフ倶楽部以外の、おかだいらゴルフリンクスもありますので、説明をしながら負担のかからないところで導入をしていただけるよう、こちらからも提案をしていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） 村長、ありがとうございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

中島村長は、これまで美浦村の発展のために様々な事業を推進してこられ、その卓越した行政手腕は、多くの住民が高く認めているところでもあります。今日に至るまでには、計り知れない御苦勞があったことだろうと考えます。今後も本村は多くの課題を抱えており、村民からは引き続き重責を担ってほしいという多くの声が聞かれます。

そこで、平成31年の村長選挙で公約されましたマニフェストに対しての達成度合い、進捗状況、成果について、御自分ではどのように評価されておられるかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 山崎議員からのですね、私が提案したマニフェストについての達成度、これは私からなかなか申し上げるという観点ではないので、あくまでも住民代表として議員になられている皆さんと、私との二元代表制の中で、私の提案した4項目ありますけども、その中のまた五つ、20項目ほどあります。それを一つ、達成度といいますと、住民が判断してくれるものだというふうに私は思っております。それも、二元代表制とし

での議員の皆さんと、また私、執行部がいかに連携をとった対応をしていたか、そこが判断になってくるものだと思います。そういう意味でも、達成度への評価は私からなかなか申し上げるわけにはいきませんが、でも、順調に統合小学校の建設に方向が決まったということは大きな成果に上がるものではないのかなというふうには考えております。これも、私の方向性で出来たわけではない、みんな議員の皆さんと住民の理解を得たなかの決断があったからこそ、前に進められてきたということであると思います。私に判断を求めるのではなく、住民の方向性がそこを見極めてくれるものだというふうに思っております。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） ありがとうございます。

達成度合い、成果については、住民が判断してくれるところだっておっしゃってました。でも、私の周りの住民は、非常に評価をしております。だから、引き続き重責を担ってほしいという多くの声が聞かれます。

それでは、中島村長の次期村長選に対するお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 11日に、茨城県議会議員の選挙が終わったところでございます。来年の統一地方選に向けてという意味だと思いますけども、先ほども言ったように、住民の判断もありますけども、私も4期という中で、後継者をどのようにしているのかっていう判断をしているのかっていうことも、ひとつ捉えられる部分があるのかなというふうに思います。そういう意味も込めましてですね、継続していく、これは私個人で継続する部分じゃなくて、議会も執行部も全てが一緒になって行政を成り立たせていくということが一つの基本にあるんだろうというふうに思います。そういう意味でも、できる範囲の中でそういう後継者として手を挙げてくれる人がいれば、村の——要するに、引っ張っていく、トップとしてふさわしいかどうか、そこを見極めた上で、後継者に託していければいいかなというふうに思っております。議員皆さんからのいろんな意見も聞きながら、そういう人を紹介——将来的には、美浦が自治体として住民を巻き込んでの行政を成り立たせていくという意味では、議員さんも私も同じ方向性であるというふうには考えております。ぜひ、素晴らしい後継者がいれば、また、議員自らが手を挙げるということも必要かなというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 山崎幸子君。

○9番（山崎幸子君） ありがとうございます。

何か、うーんっていうか、何となく煮え切らないような……次の後継者が託せると判断される人であれば、そういう人が手を挙げてくれればということは、託すのに、うーんっていう感じの人だったら、中島村長が次も継続してやっていただきたいと思います。

今後、中島村長よりうれしい報告があることを願って、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（下村 宏君） 以上で、山崎幸子君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時16分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、林 昌子君の一问一答方式での一般質問を許します。

林 昌子君。

〔10番 林 昌子君登壇〕

○10番（林 昌子君） それでは通告に従いまして、3点質問をさせていただきます。
まず初めに、通園バス置き去り防止についてです。

昨年7月、福岡県で5歳児の男の子が保育所送迎バスに取り残されて死亡しました。
また、本年9月にも、静岡県の認定こども園で3歳の女の子が置き去りにされ、死亡するという痛ましい事故が続いております。大事な子供の命を預ける園で、どう守ればよいのか、どう再発を防げるのか、本村においても対策が必要と考えます。

こちらの資料は公明新聞の記事でございますが、政府が10月12日、見落としを防ぐ安全装置の設置義務づけなどを柱とする緊急対策をまとめたことを伝える公明新聞の記事です。

この緊急対策に対する本村での今後の取り組みをお尋ねいたします。まず一つ目として、現在での置き去り防止対策がどのようになされているかをお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 教育部長 菅野眞照君。

〔教育部長 菅野眞照君登壇〕

○教育部長（菅野眞照君） 林議員の御質問にお答えをいたします。

本村においては、美浦幼稚園と大谷小学校において送迎バスを運行しておりますが、国の緊急対策で義務化される美浦幼稚園の送迎バスについて答弁をさせていただきます。

画面を御覧ください。

コロナ感染症が蔓延する前の実際の送迎の状況で、マスク着用以外は現在も同様の状況です。美浦幼稚園の送迎バスにおいて実施している対策といたしましては、会計年度任用職員である添乗員が乗車するとともに、今回の事案が発生してからは、新たにチェックシートを作成し、点検確認を行っております。

また、本村小中学校及び保育所幼稚園に導入しております、スクリレという健康管理システムを活用し、毎朝健康観察と同時に出欠確認を行っております。

システムのイメージは画面を御覧ください。

連絡がなく欠席をした場合は、保護者に電話連絡を行い、確認をしております。

以上、林議員への答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番(林 昌子君) ただいまの答弁で、送迎バス安全チェックシートでは的確にチェックされていることが確認できました。また、スクリレによる出席確認がされていることで、園児の登園予定人数のチェックと実際の登園時人数のチェックがなされていることが確認できました。

そこで、再質問をいたします。出欠確認を行っているのは、担任のみなのでしょうか。きちんとダブルチェックを行われているかをお尋ねいたします。

○議長(下村 宏君) 教育部長 菅野眞照君。

[教育部長 菅野眞照君登壇]

○教育部長(菅野眞照君) 林議員の御質問にお答えをいたします。

出欠の状況は、先ほどスクリレや電話による保護者からの欠席確認をしておりますが、欠席連絡がない欠席者の保護者への連絡電話は、園長が行っております。1度の連絡でつながらない場合は、複数回電話をしております。また、いつ誰が電話をしたかにつきましても、電話記録簿に記録をしております。

今後は、議員御指摘のとおり、欠席者の情報を職員室に掲示するなど、ダブルチェックができるよう、運用を改めさせていただきます。

以上、林議員への答弁とさせていただきます。

○議長(下村 宏君) 林 昌子君。

○10番(林 昌子君) ただいまの答弁で、ダブルチェックが確実にされる改善をされるということに敬意を表したいと思います。置き去り事故を起こしてしまった保育園でも、チェック体制はあったはずですが、日常業務でのマンネリやちょっとした気の緩みで生じた事故ではなかったのでしょうか。多くの目でダブルチェックがなされることで、未然に防げます。先生方は、気の抜けない大変なお仕事です。これからも緊張感を持って実施されることを期待いたします。

次に、二つ目、安全装置導入の検討はされているかをお尋ねいたします。

○議長(下村 宏君) 教育部長 菅野眞照君。

[教育部長 菅野眞照君登壇]

○教育部長(菅野眞照君) 林議員の御質問にお答えいたします。

安全装置導入につきましては、国の令和4年度第2次補正予算に、文部科学省がこどももの安心・安全対策支援事業を実施する費用を計上しており、12月2日の参議院で可決成立をいたしました。

画面を御覧ください。

その中で、送迎用バスの安全装置設置を義務づけるとともに、定額補助を行うこととされております。補助要綱が示され次第、速やかに整備できるよう、現在、情報収集を行っております。

以上、林議員への答弁とさせていただきます。

○議長(下村 宏君) 林 昌子君。

○10番(林 昌子君) 速やかなる整備のため情報収集がなされているということ、承知をいたしました。

それで、三つ目の質問ですが、安全マニュアル策定がなされているかどうかをお尋ねいたします。

○議長(下村 宏君) 教育部長 菅野眞照君。

[教育部長 菅野眞照君登壇]

○教育部長(菅野眞照君) 林議員の御質問にお答えいたします。

美浦幼稚園においては、平成15年に安全マニュアルを作成しており、毎年度、見直しを行っております。今回の事案が発生した後にも見直しを行っておりますが、さらに対策を強化してまいります。

以上、林議員への答弁とさせていただきます。

○議長(下村 宏君) 林 昌子君。

○10番(林 昌子君) さらに対策を強化してまいりますとの答弁をいただきました。

そこで、再質問をいたします。マニュアルの改訂は行っているようですが、定期的な意識啓発研修や訓練は行われているのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長(下村 宏君) 教育部長 菅野眞照君。

[教育部長 菅野眞照君登壇]

○教育部長(菅野眞照君) 林議員の御質問にお答えいたします。

これまでも、職員研修や訓練は外部研修を含め、積極的に行ってまいりました。今回の事件を受けて、日々の業務の流れを確認する研修を含め、定期的な研修を行ってまいります。

以上、林議員への答弁とさせていただきます。

○議長(下村 宏君) 林 昌子君。

○10番(林 昌子君) 事故を起こさないためには、慣れによるマンネリを排することが1番であると考えます。定期的な研修で無事故の運営をよろしく願いいたします。

四つ目の質問ですが、新たな登園管理システム導入の検討をされるのかをお尋ねいたします。

○議長(下村 宏君) 教育部長 菅野眞照君。

[教育部長 菅野眞照君登壇]

○教育部長(菅野眞照君) 林議員の御質問にお答えいたします。

先ほどの安全装置設置に関する答弁で申し上げた、こどもの安心・安全対策支援事業のメニューに登園管理システムの支援も、補助率5分の4で計上をされております。登園管理システムは、タブレットやICカード、保護者のスマートフォン等を用いて、園児の登園時間等を自動で記録するシステムとなりますが、現在の対策についての答弁で申し上げましたように、スクリレを導入して出席管理を行っておりますので、新たなシステムの導入は予定はしておりません。

以上、林議員への答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁、承知をいたしました。

四つの項目について質問してまいりましたが、村として、通園バスの置き去り防止対策にしっかりと取り組まれているということや改善点を検証されたことを知り、安心をいたしました。

美浦幼稚園教諭の皆様は、経験年数の豊かな先生が多くいらっしゃいます。

経験年数がかさめばかさむほど、その経験値によって、忙しい日常業務を圧迫する研修を受けずとも大丈夫と過信しがちなものでございます。しかしながら、今回のような他地域での事故を教訓に、教諭の皆様がさらなる定期的研修を行い、園児を安心して預けられる運営を行っていかれるということが本日確認ができました。これからも園児や保護者に寄り添い、喜んで通園してもらえる幼稚園運営がなされることを期待いたします。

2点目の質問に移ります。

HPVワクチン接種についてです。HPVとは、ヒトパピローマウイルスの略で子宮頸がん予防ワクチン接種のことですが、昨年第4回議会定例会において、積極的勧奨が再開された場合の周知方法について質問をさせていただきました。対象者全員への個別通知等を行っていくとの回答をいただきました。

今年度は、積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した対象者に対するキャッチアップ接種も開始されております。

また、今年10月4日に、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会が取りまとめた、9価HPVワクチンの定期接種化に係る技術的な課題についての議論のまとめを踏まえ、シルガード9を令和5年度早期から定期接種を開始できる準備を進めていくことが承認されました。

このように、子宮頸がん予防ワクチンにおいては、新しいワクチンの承認も加わり、より子宮頸がんの予防の効果が高められているのではと思います。

そこで再度、子宮頸がん予防ワクチンに対する本村の取り組みをお尋ねいたします。

最初に、積極的勧奨が再開されました子宮頸がん予防ワクチン接種状況についてお尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

[保健福祉部長 鈴木 章君登壇]

○保健福祉部長（鈴木 章君） 林議員の御質問にお答えいたします。

美浦村における子宮頸がん予防ワクチン接種の状況ですが、令和2年度は延べ2件、令和3年度は延べ15件で、令和4年度は10月末現在で延べ15件となっています。また、令和4年度から令和6年度までの期間、キャッチアップ接種として、子宮頸がん予防ワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した平成9年度から平成17年度生まれの女性も対象として接種を行っており、10月末現在延べ43件となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 子宮頸がん予防ワクチン接種は、今年度に積極的勧奨が再開されて、約半年で前年度の延べ件数となっている状況やキャッチアップ接種に至っては、対象者年齢の倍以上の件数となっている状況から、対象者の方に認識をされて接種が進められている様子がうかがえました。

そこで、再質問をいたします。

子宮頸がん検診の受診率を上げることで、HPVワクチンの接種率がアップするのではないかと考えます。

最近では調布市で、子宮頸がん検診受診率向上を目指したHPVセルフチェックの活用を開始いたしました。

これは、年齢に即した対象者に案内を送付し、スマートフォン等からの申込みができる仕組みです。申込みがあった方に専用の検査キットを郵送し、自宅で検査を行い、キットを返送することで、HPV感染の有無が判明できるというものです。自宅で個人でできるというのは、特に若い女性にとって産婦人科検診を受けるということはハードルがとても高いです。検査キットはハードルがないので、検査がしやすいということです。

調布市では、若い女性の子宮頸がん・子宮がんの検診受診率が年間十数人だったのが、このキットを導入した途端に受診者が1カ月で650人を超えたそうです。調布市の23歳と24歳の人数は約3,000人、1割の300人受診できたらすごいと担当者は思っていたわけですが、600人を超えたということで、来年度にも予算にしっかり取り組んでいくとのこと。

我が美浦村でも、このようなセルフチェックを検討できたらと考えますがいかがお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 林議員の御質問にお答えいたします。

子宮頸がん検診の受診率を上げるため、がん検診推進事業の中で、子宮頸がん無料検診として20歳を迎える女性を対象とし、クーポン券を送付しております。

調布市で開始されていますHPVセルフチェックは、御自身で子宮頸部の細胞を採取して送付する方法となっています。

セルフチェックの在り方につきましては、今後調査研究をしていきます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 調査研究をしていただきますという、そういう意味では今までやっていなかったことを前向きに検討していただくとの答弁と受け止めました。本当に感謝を申し上げます。早期発見に必ずつながる検査ですので、早期の導入を目指し、検討

していただきたいということをお願い申し上げます。

次の質問ですが、令和5年度から新たに加わります9価ワクチン定期接種化について、どのような周知方法を検討しているでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 林議員の御質問にお答えいたします。

9価ワクチン定期接種化に対しては、リーフレット等を活用し、対象となる方全員に個別に通知していくことを予定しております。

また、ホームページによる周知や保健センター窓口や電話による相談も引き続き行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 対象者にリーフレットの個別通知をしていただくわけですが、なかなか通知だけで安全性や有効性を理解するということが難しいです。親の心配を払拭させられるのは、電話や窓口対応ではないでしょうか。まずは、安全性の周知が大事です。

9価ワクチンは、ほとんど感染しないということでのデータが出ております。そういう意味で、接種しなかった方が感染して後遺症に悩み、後悔する方が出ないためにも、対象者に寄り添いながら接種率アップへの取り組みをお願いしたいと思っております。

次に、子宮頸がん予防ワクチンは、男性においても中咽頭がんや肛門がん、陰茎がん、尖圭コンジローマの予防に有効とされております。ですので、アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド等においては、女性のみだけでなく、男女を対象として接種が推奨されております。

そもそも、子宮頸がんにならないためのワクチンを、なぜ小学校6年生から高校1年生の女の子に限られているのか。子宮頸がんは、男性から移されるがんなのです。ですから、男性も自分で持っているウイルスによって、先ほど述べた様々ながんを発症しているわけでありまして。日本ではまだまだ意識が薄くここまでは無理だとしても、男性が接種すべきという新たな認識は、とても重要になってきております。

日本は4価ワクチンについては、男性への任意接種が認証されており、まだ少ないですが、助成をする市町村もございます。青森県平川市では、今年の夏休みから実施しております。また、北海道の余市町でも始まりました。

美浦村としてもパートナーとともにがんを防止することができるように、任意接種への助成の検討ができればと考えます。そこで、小学校6年生から中学3年生の男子への接種における助成について、お伺いをいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 林議員の御質問にお答えいたします。

子宮頸がん予防ワクチンは、積極的勧奨が再開されたばかりであり、キャッチアップ接種も開始されております。

美浦村の子宮頸がん予防ワクチン接種の状況は、大きな伸びまでは至っておりません。

まずは、定期予防接種及びキャッチアップ対象者に対しての接種を進めていくことに重点を置いていきたいと考えております。

男性に対しての接種につきましては、今後の国の検討状況を注視していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○10番（林 昌子君） 林 昌子君。

ただいまの部長の答弁を了解をするわけでございますが、予算枠だけでもつくっておく必要があると考えております。

9価ワクチン接種による効果は、現在、後遺症がほとんどないとの検証がされております。男性への接種も、効果的な導入方法と時期を模索することが大切ではないでしょうか。県内でも現在、前向きに検討する自治体が出てきていると耳にしております。

皆様御存じのとおり、子宮頸がんは毎年1万人が罹患して、約3,000の方が亡くなっています。本村においても、前途ある若い人たちの命を守るために、前向きな導入検討されるよう、今後の進捗状況を注視してまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

次に、带状疱疹ワクチン接種助成について、带状疱疹にかかられている方からの御要望を受けて質問をさせていただきます。

着実に高齢化が進む中、50歳以上の成人・高齢者の健康を守るため、ワクチン接種による带状疱疹の予防対策は重要であると考えます。

今回の資料ですが、带状疱疹のはなしというテレビコマーシャル、皆さん御覧になったことがあるかと思えます。そのコマーシャルをしているグラクソ・スミスクラインGSKという、株式会社様から提供いただいた資料をもとに説明をさせていただきます。

資料2ページ、御覧ください。

带状疱疹は、水痘・带状疱疹ワクチンの再活性化によって発症します。2001年から2005年の調査では、50歳以上の方の抗体保有率は100%でした。

次に、80歳までに、3人に1人が発症しております。今までは、小児がかかったら家族もかかり抗体ができていたのですが、2014年小児への水痘ワクチンが定期接種となり、小児が水痘に罹患しなくなりました。その結果、家族も罹患せず、抗体ができなくなりました。現在ではその結果、50歳代からの発症が増加しているということでございます。

次のページ、怖いのが合併症でございます。左下の円の中ですが、顔面神経が麻痺して瞬きができなくなったり、失明をするケース、難聴になられる等々、発症された方の20%の方は带状疱疹神経痛PHNになっております。

次の資料ですが、神経痛は、3か月以上から長い方で2年以上も患われている方がいらっしゃるそうです。

ワクチンには生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があるわけですが、資料8ページに飛びますと、助成している自治体、こちらを各自治体で独自で助成をしている自治体の一覧表ですが、現在ではここでは48自治体とありますが、現在では更新をされて50自治体が表明しております。また、来年度導入自治体の増加が見込まれているとのことでございます。そして実際に助成をしている千葉県いすみ市では、不活化ワクチンのみの助成を行っていきまして、不活化ワクチン高いですので2万円以上します。1万円の2回分の補助。次の自治体は千葉県鎌ヶ谷市ですが、こちらは2種類とも助成をしている例となりますが、生ワクチン4,000円の補助、不活化ワクチン5,000円の2回補助というような、地域の経済的実情に合わせたいろいろな形で実施をされているのが現状でございます。

資料6ページに戻っていただいて、実は、50歳以上でコロナ感染された方の带状疱疹発症リスクが、何と15%高いのです。また、入院患者の発症リスクが21%高くなっています。今のコロナ禍によって带状疱疹にかかられる方が増えているので、先ほどの8ページの全国の一覧表のように、ワクチン接種費用独自で負担する自治体が増えてきているのが現状でございます。加齢とともに発症率が高くなり、高齢者で罹患した場合には重篤化するリスクが高くなるというのが、皆様御存じのとおり、コロナ感染と同じであります。本村の住民が、带状疱疹及び関連死亡・合併症を減少させるためにも必要ではないかと考えます。

带状疱疹ワクチン接種費用の助成に対する本村の見解をお尋ねいたします。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 林議員の御質問にお答えいたします。

带状疱疹ワクチンは50歳以上の方を対象とした任意接種であり、国の厚生科学審議会分科会において定期予防接種として検討に上げていること、期待される効果の検証や導入年齢の検討を行っていることから、村といたしましては今後の国の審議状況や県内市町村の公費助成の状況を注視し、考えてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） ただいまの答弁で県内市町村の公費助成の状況も注視してという部分もございましたけれども、美浦村の医療費等の現状をお伝えしてから村長にお尋ねをしたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

資料9ページを御覧ください。

美浦村における罹患数の推計です。50歳以上で带状疱疹にかかられる85人中、17の方が神経痛にかかり重篤化されるとのデータであります。

そして、資料10ページ、その時の年間の医療費の推計です。

美浦村でかかる医療費の推計です。これも、带状疱疹に関してだけの医療費負担の推計です。1人PHN神経痛にかかる、年間12万7,079円。美浦村で使われる50歳以上の医療費は508万4,430円です。

資料11ページ左の表は、例えば50歳以上の接種率1%補助した場合、その助成費用は81万2,968円。この金額を負担すれば、带状疱疹関係の医療費は何と84%削減されて、接種費用の助成をしたほうが美浦村の医療費負担総額は減る計算となります。

再度申し上げます。不活化ワクチン2回接種された人は100%近く带状疱疹にかからず、医療費負担が確実に抑えられるという現状でございます。

村長、県初の取り組みは、大きく美浦村をPRできます。県初の取り組み、これは茨城県がやっていないからという、そういう判断ではなくして、美浦村としても本当に健康に力を入れてる美浦村なんだ、そういう村に移住したいほうが老後は安心だと思ってくれる人が増える可能性もあるわけです。

このPR、村長は、営業マントップクラスだと自負しております。それも、なおさらいい内容であれば、なおさらでございます。コロナ禍の感染者増加にメスを入れるこの対策、どうか無理というのではなく、考え方ひとつ変えてみてはいかがでしょうか。

先日、ペインクリニック、これは麻酔科なんですけれども、美浦で通ってる方がいらしてお話を伺いました。

带状疱疹の方が痛みには耐えられず、泣きながら相談に来ている。痛みと痒みで体が血だらけになり、心が病み鬱病になり、自殺する方がいた。带状疱疹のウイルスが体中に広がり、もともとの病気と併発して亡くなった方がいた。何十年も後遺症に苦しみ、自殺する方がいた。昔は高齢者になる病気と言われていたが、今は若い人、何と高校生でもかかっているというのです。带状疱疹、軽く見たらいけないよって強く言われました。今のコロナ禍だから増えている、この带状疱疹です。今の本当にコロナ禍によって、いろんなことが我慢されて、ストレスがたまっています。このときだから、带状疱疹も発症しているということにつながっていると伺っております。命を落とすほどの苦しみを味わう可能性は、この議場にいる皆様全ての人に可能性があるということです。その危機感と相談者からの切なる願いを受けて質問をさせていただきました。

村長として、住民の苦しみを取り除くためのワクチン接種助成に対する見解を伺います。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 林議員の带状疱疹について、まだ茨城県の中ではどの自治体も助成というようなことはしていないのが先ほど見ましたけども、全国では結構助成をされているところもあるということでございますので、ワクチンの接種については今のところ国の審議会において定期接種を検討しているところだということで、いち早く取り入れた各都道府県の自治体にはすごく带状疱疹にかかる人の命、生命を守るために早めの接種の

部分があったんだろうというふうに思います。

美浦村としてもですね、80歳までに3人に1人がかかるというデータが出ておりますので、できるだけ早めに他都道府県の自治体の状況を見て、茨城県の中でもいち早くそういうふうな助成ができるように検討をしてまいりたいというふうに思います。

また、茨城県の中では44市町村の中でどこもやってない部分なので、その辺も検討をさせていただいて、担当のほうでの調査をした上で、できる限り茨城県の中でも早めの助成ができるようにちょっと検討をしていきたいというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 林 昌子君。

○10番（林 昌子君） 村長、ありがとうございます。

本当にそんな前向きな答弁いただけるとは思っていませんでしたので、最終、もうちょっと緩い締め方を考えていたのですけれども、ありがとうございます。

ただ、本当に、県でどこも検討していないところで手を挙げるというのは、すごい勇気が要ると思います。ただ、ほかの自治体も同じなんですね。今、この状況、今この12月でも、県内でもやはり検討してる自治体があるんです。ですけど、勇気がなくて、手を挙げられないんですよ。そこを美浦村初としてね、中島村長決めたよって、やるって決めたよっていうところで、ほかの自治体の首長が勇気をいただくと思うんです。ですので、美浦村初でね、まずは茨城県トップでこの導入に取り組み、ほかの自治体にも勇気を与え、茨城県としてもこの带状疱疹に対してもこのコロナ禍だからこそとって手を挙げる自治体が増え、そのことによって国の審議会の人たちが、多くの自治体が今ね、もうどうしようもなくて、住民からの要望で、痛さに耐えられずに要望があって助成をしているんだ。だからこそ国も急げよと、ボトムアップなんです。各自治体が多く助成する、自治体が早急に今増えている。この現状を国はちゃんと見ています。ですので、私たちが決断することで国の導入、定期接種が早まるんです。ということは、村独自で助成をしていた金額が、国が定期接種としてくれれば、村の負担がなくなるわけじゃないですか。ですので、自己負担少なくて済むんです。そのスピードを速める、一石を投じる美浦村としての決断をなされること、本当に期待をさせていただきますので、楽しみに結果を待っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、GSKの方がコマーシャルされてる目的を伺いましたので、最後に述べさせていただきます。

このコマーシャルをされた大きな目的、それはまず、带状疱疹を知ってもらうことです。意外と带状疱疹、ポチっとできたときに、これが带状疱疹って分からない人がいかに多いことか。早くに病院に行けば薬の処方でき軽く受けられるという早期受診を勧める内容に、ですからコマーシャルはなっております。

二つ目の目的は、つらい思いを何年もされる方を減らしたいという使命感です。生ワクチンを自費で接種されている方はいらっしゃるのですが、それでも生ワクチンでは再度带状疱疹かかってしまっ、本当に接種したのだけれどもかかってしまっ残念だという

方の声を多く聞きます。不活化ワクチン接種をすれば確実にかからないので接種したいのですが、高額で受けられないという方がほとんどです。

地域独自の助成する動きが広まれば、先ほども言いました、予防接種専門協議会の方々による厚労省への定期接種要望に大きく貢献をして、国の動きのスピードが加速することも伺いました。予算の計上するタイミングもあるかと思えます。

村負担の医療費が削減され、マイナスにはならないということを再度申し述べさせていただきます。

美浦村の住民の方々が、带状疱疹神経痛に悩むことなく生き生きと過ごせるためにも、県初の取り組みの決断をしていただくこと期待をいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（下村 宏君） 以上で、林 昌子君の一般質問を終了いたします。

ここで会議の途中ではありますが、昼食のため暫時休憩といたします。

午後1時より再開をいたします。御協力お願いをいたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時05分 開議

○議長（下村 宏君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、岡沢 清君の一问一答方式での一般質問を許します。

岡沢 清君。

〔7番 岡沢 清君登壇〕

○7番（岡沢 清君） 7番、岡沢です。

通告書に基づき、2点質問します。

最初の質問は、エアコン設置費用の補助についてです。

異常とも言える気候変動で、今年の夏は猛暑・酷暑の日が続きました。熱中症予防のため、各家庭に最低1台のエアコンの設置が必要だと考えます。現に、エアコンのない世帯を対象に、一律5万円の設置費用の補助を求めます。補助の対象は、生活保護受給世帯、住民税非課税世帯です。既存のエアコンが壊れ、使えなくなった場合も含むものとします。資料を示します。

最初の資料は、利根町の高齢者福祉についてのものです。助成対象者は、令和4年1月以前から町内に住所を有し、町の住民基本台帳に記録されていること。65歳以上の方のみで構成される世帯であること。申請時において、世帯全員が町民税非課税であること。申請時において、世帯全員が町税の滞納がないこと。

対象機器については、住宅の天井、壁、窓枠などに設置するエアコンとなっています。助成金対象経費は、令和4年6月以降に設置する1台の購入及び設置に要する費用で、助成金の額は5万円が上限で、対象経費が5万円に満たない場合は実費分を助成しますとあ

ります。

ただし書で、同一世帯に対する助成金の交付は1回限りとなっています。

なお、資料でお分かりのように、申請期限は令和4年10月31日となっています。

次の資料は、下妻市のものです。対象となる世帯は、利根町とほぼ同じです。注意事項として、介護サービスの提供がある施設に入居している場合、生活保護を受給している場合、世帯分離していても65歳未満の方または市民税が課税されている方と同居している方は対象外となっています。

対象品、助成額は、利根町と同様です。

次の資料は、阿見町のものです。補助の実施期間は令和7年度までとなっており、補助の対象となる世帯、補助の対象となるエアコン、補助額について、利根町や下妻市とほぼ同じですが、注意事項として、中古品及び故障修理は補助の対象外となっています。

以上、利根町、下妻市、阿見町について説明しましたが、いずれも共通しているのは、生活保護受給世帯は補助の対象外となっていることです。

次の資料を示します。

新潟県魚沼市のものです。利根町、下妻市、阿見町の場合と違っている点は、対象となる世帯として、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者がいる世帯、生活保護世帯となっていることです。生活保護世帯が対象となる場合とならない場合、その理由が何なのか不思議でなりませんでした。

いろいろと調べていく中で、次の資料を探し出すことができました。

いのちのとりで裁判全国アクション・生活保護問題対策全国会議の資料です。

厚生労働省から、クーラー購入費支給に関する通知というタイトルです。厚生労働省は、本年、2018年ですが、6月27日に発表した社会・援護局長、保護課長通知で保護の実施要綱を改正し、一定の条件を満たす場合にクーラーの購入費5万円の支給を認めることとしましたとあります。町村の場合、例えば本村の場合、生活保護については県南県民センターが窓口となりますが、市の場合は市独自で生活保護行政を進めることができます。それで、魚沼市の場合は、市のホームページで生活保護世帯を補助の対象とすると明記することができる、そのように認識しました。

いろいろ述べましたが、現時点で、本村独自にエアコン設置補助に取り組む意向があるのでしょうか、お聞かせください。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 岡沢議員の御質問にお答えします。

まず、生活保護受給世帯への助成でございますが、エアコン設置費用につきましては、平成30年6月に国から生活保護の実施要領が改正されております。

高齢者、障害者など熱中症予防が特に必要とされる方がいらっしゃる世帯で、保護の開始時に最低生活に必要な冷房器具の持ち合わせがない場合などの要件がございますが、

5万円の範囲内で必要な額を保護費に認定できることとなっております。

なお、この改正は、平成30年4月1日以降に保護開始となった方を対象としており、それ以前の保護費受給世帯は対象とされておられません。

生活保護受給世帯につきましては、村からの補助金が収入として認定されてしまうと翌月以降の保護費が減額される恐れがあり、被保護者に不利となってしまうことから、生活保護受給世帯への助成はできないと考えます。

なお、エアコンの設置費用が5万円まで保護費に認定できることの保護世帯へのお知らせ、保護の申請をしている世帯でのお知らせにつきましては、生活保護申請の相談があったときなどに、その仕組みを解説したものを渡し、個別にお知らせすることで対応してまいります。

次に、住民税非課税世帯への助成でございますが、議員がおっしゃるように、県内の市町村では、エアコンのない世帯について設置費用を一部助成しているところもございます。このような動向も踏まえまして、他市町村の状況や基準等を調査・研究し、エアコン設置に係る補助について検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○7番（岡沢 清君） 新たに生活保護になったときなどに、仕組みを解説したものを渡し、個別に知らせるとのことですが、現状、生活保護を受給している方は対象とはならないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章 君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 岡沢議員の御質問にお答えします。

議員が御説明されました平成30年6月27日の国通知では、平成30年7月1日から適用することとなっておりますが、なお書きで、平成30年4月1日から同年6月30日までの間に生活保護に認定された場合で、7月1日時点で冷房器具の持ち合わせがない世帯については、冷房器具の購入に要する費用について認定の対象として差し支えないとされており、遡って適用させると解釈いたします。他の通知でも記述がないことから、平成30年3月31日以前の保護世帯については、対象とならないと解されます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○7番（岡沢 清君） 気候変動、異常の暑さは今後も続くでしょうから、できるだけ早期に検討され、補助を実施されるよう望みます。

村長の考えもお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） 保健福祉部長が答弁いたしましたけども、エアコンの設置費用

一部助成についてはですね、財政事情も考慮しながら、部長が申しあげましたように、エアコン設置に関わる補助については前向きに検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○7番（岡沢 清君） エアコン設置補助についての質問は以上です。

次の2点目の質問に移ります。

国保税均等割、18歳以下の均等割、現行は5割軽減となっているわけですが、7割軽減に拡充するよう求めるものです。以前から、18歳以下のいわゆる子どもに課税することには、反対の考えです。収入のない子供に課税するのは、昔の人頭税に等しいとの考えです。少しでも村民負担を軽くするためにも、ぜひ7割軽減まで拡充してください。

財源は、支払準備基金。本年11月末時点の基金保有高は約2億5,000万円です。令和3年の実績では、住民1人当たりの保有高は、県内44市町村でトップでした。私の記憶では、私が議員初当選した前年、平成22年もやはり住民1人当たりの保有高は、県内44市町村でトップでした。

支払準備基金を取り崩せば、均等割の軽減は可能と考えます。可能かどうか、お聞かせください。

○議長（下村 宏君） 保健福祉部長 鈴木 章君。

〔保健福祉部長 鈴木 章君登壇〕

○保健福祉部長（鈴木 章君） 岡沢議員の御質問にお答えします。

18歳以下の被保険者の均等割額の軽減を7割に軽減した場合の軽減額は、約150万円と試算しており、国民健康保険支払準備基金の取崩しにより対応することは可能と考えます。

しかしながら、国民健康保険税の減少や令和6年度から令和8年度まで予定されている国民健康保険事業費納付金の増加に対応するため、基金を保有しておくことが必要と考えております。

18歳以下の国民健康保険税均等割軽減について、御説明申し上げます。

国では、本年4月より子育て世代の経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割を5割軽減としたところです。

これにあわせ、村独自に未就学児を除く18歳以下の均等割額を5割軽減しています。

県内44市町村の独自減免につきましては、5割軽減をしているところが32市町村と1番多く、3割軽減が1市、2割軽減が3市、その他軽減が4市町、独自減免なしが4市町となっております。

本年7月、令和4年7月、第1期の本算定時点での18歳以下の軽減世帯数及び被保険者数については、世帯数160世帯、被保険者数290人で、5割軽減は366万610円となっております。

岡沢議員御質問の5割から7割軽減へ拡充した場合、さらに年間146万4,244円の軽減となります。

また、国民健康保険支払準備基金の令和3年度末残高は2億5,482万7,689円となり、安定的な財政運営のできる状況となっております。

しかし、今定例会で上程しております国民健康保険特別会計補正予算において、総額で6,831万7,000円を減額し、歳入の国保税6,839万8,000円の減額に充てるものとして当初予算及び9月補正予算で措置しておりました、歳出の支払準備基金への積立額のうち7,006万2,000円、積立てを減額補正するというところでお願いしているところです。

国保税の減額は、今年度の年間賦課額課税額を算定した結果、当初予算で見込んでいた調定額より少なかったため、予算の減額を行うものです。

主な原因としまして、加入世帯の総所得金額の減少、被保険者数の減少によるものと考えております。

国保税に直接関係する被保険者については、本年10月より短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大があり、被保険者数はこれまでより減少傾向にあります。

また、令和6年10月からは適用事業所が増えるため、所得のある被保険者がさらに減ることが予想されます。

一方、歳出でございますが、村が県へ納付している事業費納付金は、県が医療費を推計し各市町村納付金を計算する仕組みで、令和5年度は今年度、令和4年度より約3,600万円の増額となります。令和4年度の1人当たり医療費が引き続き増加傾向にあり、保険給付費が想定より減少していないことから、県で活用可能な決算剰余金8億円を充ててもなお、県全体として歳入が不足する見込みとなっております。不足分につきましては、財政安定化基金を取崩し対応することとなっておりますが、令和4年度に財政安定化基金を取崩した場合、翌々年度、令和6年度から市町村への納付金に加算され、原則3年間で積み戻すこととなります。

村の令和5年度当初予算では、先ほど補正予算で述べました保険税が令和4年度よりも減少し、歳出の納付金の増もあり、歳出総額が歳入総額を上回るため、6,533万8,000円の基金取崩しを行う見込みとなっております。現在、令和3年度末で支払準備基金には余裕がありますが、国保税の減少が続きますと、基金を取崩しての財政運営を行わなければならない、積立金が数年で枯渇するのではと懸念をしております。

今年度の国保税が見込みよりも減っており、令和5年度以降も減少傾向になると思われれます。また、県で財政安定化資金を取崩した場合、納付金に基金への積み戻し分が加算されることで、かなりの増額となります。先ほども述べましたとおり、歳入に占める割合の高い国保税の減少が見込まれるため、支払準備基金の取崩しだけでなく、税率を見直し、上げることも考えなければなりません。

御質問の18歳以下の国保税均等割を5割から7割軽減へ拡充することにつきましては現在の見通しでは難しいため、5割軽減のままとし、7割への軽減につきましては今後数年間の状況を見ながら、検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○7番（岡沢 清君） 質問原稿をつくりながら、いろいろと考えました。

支払準備基金を恒久財源として、均等割軽減拡充をすることができるのか。国保財政の運営主体は県ですから、部長の言われるとおり、事業費納付金・事業費交付金の額によっては、支払準備基金が枯渇するまでにはならなくとも、基金保有高が減ることもあるだろうと考えました。仮に、7割軽減に拡充したとしても、基金の保有状況によっては、5割軽減に戻してもよいと考えています。

最後に、村長の考えをお聞かせください。

○議長（下村 宏君） 村長 中島 栄君。

〔村長 中島 栄君登壇〕

○村長（中島 栄君） それでは、岡沢議員の質問にお答えをしたいと思います。

先ほど鈴木保健福祉部長が説明しましたようにですね、令和5年度以降の財政運営のため基金を確保しておくことがあるべき姿なのかなというような答弁をしたと思います。

国民健康保険は保険事故に対しての保険救済のために充てられるものですから、均等割については半分は自分たち被保険者が払うという、受益に対する相応の負担をしていたくことを御理解いただきたいというふうに思います。

そして、7割を実行して、それが今度5割に戻すということは、ちょっとなかなか難しいかな。そこに至る財源が確かなものが、2割分の負担をしなくても済むような安定的な財政があれば、そういうふうにしたいと思えますけども、今のところは、令和5年度については、部長が申しましたように、7割からまた5割に戻しますというのは、なかなか一度7割にしておいたものを戻すというのは難しいということの答弁がありましたので、私も部長の判断が適当なのかなというふうに思います。

そういうことで、議員のほうの7割負担についての意見をいただきましたけども、よその自治体の判断も7割というふうに移行する自治体があれば、美浦村も同じように7割もそれはできるものなのかなというふうには思いますけども、今の時点でまた5割に戻すということについては、もう少し猶予を見てやらざるを得ないのかなというふうに思います。

○議長（下村 宏君） 岡沢 清君。

○7番（岡沢 清君） 以上で終わりにする予定だったんですが、村長答弁で、よその自治体で実施すれば美浦村でも考えるという趣旨の答弁でした。そこで私の話といいますか、私が約40年前に読んだ本のことを御紹介します。

本のタイトルは、百番目のサルです。宮崎県に幸島、幸せの島と書いて幸島という島があります。周辺は約4キロの小さな島で、野生の猿が生息することで有名です。猿の主食は芋、サツマイモです。あるとき1匹の猿が、芋を海水で洗って食べた、砂まじりの芋じゃないからおもしろかったでしょう。そして、それを見た別の2匹目の猿も、同様に海水で洗い始めた。そして、ついに100匹目の猿が海水で洗い始めたとき、全島の猿がやはり

もう洗って食べるようになった。そして、このような現象は幸島だけではなく、他の島にも現象していった。島だけじゃなく、本土っていうか、内陸地でもやはりそういう行動がとられるようになったという話です。

それを読んで私は、周りを見て、あるいは周りに合わせて行動するのではなく、自分で考え、自分の判断で行動する。その大切さというものを知りました。

ですから、村長答弁のように、常にそうではないわけですが、周りの自治体を見て肩を並べるというのではなく、やはり他の自治体に先駆けて行動してもらいたいということを求めたいと思います。

このような話をしたわけなんですけれども、実は最近になって知ったことなんです、この百番目のサルの話は、事実かどうか分からないということです。事実かどうか分からないわけですが、有名な経営学者が、その猿の話で経営そのものに生かせると表明したということです。

ですから、私のたわごとと思われるかもしれませんが、ぜひできたら参考にさせていただきたいと思います。

そして最後に、村長を猿に例えて云々するというのは、不届き千万とお叱りを受けるかもしれませんが、とっさに浮かんだことですので、御勘弁願いたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（下村 宏君） 以上で、岡沢 清君の一般質問を終了いたします。

○議長（下村 宏君） これをもちまして、本日の日程は全て終了をいたしました。

本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

午後1時37分 散会

**令和4年第4回
美浦村議会定例会会議録 第3号**

令和4年12月16日 開議

議案

(質疑・討論・採決)

- 議案第2号 美浦村指定金融機関の指定について
議案第3号 美浦村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例
議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第5号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
議案第6号 美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
議案第7号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について(大山湖畔公園)
議案第12号 令和4年度美浦村一般会計補正予算(第7号)
議案第13号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
議案第14号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議案第15号 令和4年度美浦村水道事業会計補正予算(第2号)
議案第16号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算(第2号)
閉会中の所管事務調査について

1. 出席議員

1番	下村宏君	2番	小泉嘉忠君
3番	北出攻君	4番	松村広志君
6番	塚本光司君	7番	岡沢清君
8番	飯田洋司君	9番	山崎幸子君
10番	林昌子君	11番	小泉輝忠君
12番	沼崎光芳君		

1. 欠席議員

5番 葉梨公一君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者

村	長	中島	栄君			
教	育	長	富永保君			
総	務	部	長	木鉛昌夫君		
保	健	福	祉	部	長	鈴木章君
経	済	建	設	部	長	木村光之君
教	育	部	長	菅野眞照君		
総	務	課	長	青野克美君		
企	画	財	政	課	長	大竹裕幸君

1. 本会議に職務のため出席した者

議	会	事	務	局	長	柳堀	浩
書					記	木村	弘子
書					記	渡邊	涼介

午前10時01分 開議

○議長（下村 宏君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

5番議員の葉梨公一君1名が欠席となっております。

ただいまから令和4年第4回美浦村議会定例会を再開いたします。

これより、本日の会議を開きます。

○議長（下村 宏君） 議事日程につきましては、お手元に配付しました日程表のとおりといたします。

○議長（下村 宏君） 直ちに議事に入ります。

日程第1 議案第2号 美浦村指定金融機関の指定についてを議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第2 議案第3号 美浦村職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第3 議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第4 議案第5号 督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第5 議案第6号 美浦村議会議員及び美浦村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第6 議案第7号 美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-
- 議長（下村 宏君） 日程第7 議案第8号 公の施設の指定管理者の指定について
（大山湖畔公園）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。
討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

-
- 議長（下村 宏君） 日程第8 議案第12号 令和4年度美浦村一般会計補正予算
（第7号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第9 議案第13号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第10 議案第14号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。
討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。
採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第11 議案第15号 令和4年度美浦村水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第12 議案第16号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論に入ります。

討論のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 討論がないようですので、討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 日程第13 閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。
議会運営委員会及び各常任委員会の委員長から、閉会中の所管事務調査についての申し出がありました。

お諮りをいたします。

本件は、各委員長の申し出のとおり調査事項としたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（下村 宏君） 異議なしと認め、さよう決定をいたしました。

○議長（下村 宏君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全て終了をいたしました。

これにて、令和4年第4回美浦村議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時12分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

美浦村議会議長 下 村 宏

署 名 議 員 北 出 攻

署 名 議 員 松 村 広 志

署 名 議 員 葉 梨 公 一